

津市公報

第 466 号
令和7年5月20日

目 次

津市告示

- 津市美里保険センターの施設使用料の徴収事務の委託
- 国民健康保険料のコンビニエンスストア収納事務の委託
- 国民健康保険料のコンビニエンスストア収納事務の委託
- 認可地縁団体の告示事項の変更
- 私人への収納に関する事務の一部委託
- 認可地縁団体の告示事項の変更
- 介護保険法に基づく居宅介護支援事業所の指定
- 認可地縁団体の告示事項の変更
- 認可地縁団体の告示事項の変更
- 障害者総合支援法に基づく指定特定相談支援事業者の事業廃止
- 認可地縁団体の告示事項の変更
- 津市まん中広場における使用料の徴収事務の委託
- 認可地縁団体の告示事項の変更
- 認可地縁団体の告示事項の変更
- 認可地縁団体の告示事項の変更
- 認可地縁団体の告示事項の変更
- 認可地縁団体の告示事項の変更
- 保育施設利用者負担額等収納事務の一部の委託
- 認可地縁団体の告示事項の変更
- 認可地縁団体の告示事項の変更
- 認可地縁団体の告示事項の変更
- 認可地縁団体の告示事項の変更
- 認可地縁団体の告示事項の変更
- 認可地縁団体の告示事項の変更
- 地方税のコンビニエンスストア収納事務委託
- 認可地縁団体の告示事項の変更
- 認可地縁団体の告示事項の変更
- 放置自転車の撤去及び保管

認可地縁団体の告示事項の変更

津市公告

- 令和7年度津市営住宅補充入居者の公募
- 津市農業振興地域整備計画の軽微な変更
- 津市農業振興地域整備計画の軽微な変更
- 開発行為に関する工事の完了
- 令和7年度安濃交流会館管理等業務委託に係る一般競争入札の執行
- 負傷動物の収容
- 道路位置の指定

津市上下水道事業公告

- 津市公共下水道事業に係る賦課対象区域の決定
- 建設工事等の条件付一般競争入札の執行

※ 目次には、J I S第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市告示第130号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき指定公金事務取扱者を指定し、使用料の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年5月1日

津市長 前 葉 泰 幸

1 指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地

(1) 名称

株式会社ジャパンスポーツ運営

(2) 住所又は事務所の所在地

津市西古河町4番12号

2 委託した公金事務に係る歳入等

津市美里保健センターの施設使用料

3 指定公金事務取扱者に指定した日

令和6年4月30日

4 委託した日

令和7年4月30日

5 委託期間

令和7年5月1日から令和8年3月31日まで

津市告示第131号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき指定公金事務取扱者を指定し、国民健康保険料のコンビニエンスストア収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年5月1日

津市長 前 葉 泰 幸

1 指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地

(1) 名称

ビリングシステム株式会社

(2) 住所又は事務所の所在地

東京都千代田区内幸町1-2-2

2 委託した公金事務に係る歳入等

国民健康保険料

3 指定公金事務取扱者に指定した日

令和7年4月28日

津市告示第132号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき指定納付受託者を指定し、国民健康保険料のコンビニエンスストア収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年5月1日

津市長 前 葉 泰 幸

1 指定納付受託者の名称、住所又は事務所の所在地

(1) 名称

P a y P a y 株式会社

(2) 住所又は事務所の所在地

東京都千代田区紀尾井町1番3

2 委託した公金事務に係る歳入等

国民健康保険料

3 指定納付受託者に指定した日

令和7年4月28日

津市告示第133号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、令和6年津市告示第74号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和7年5月1日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

かわきた苑自治会

2 代表者の氏名及び住所の変更

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和7年4月20日の定期総会において改選されたため。

津市告示第134号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき指定公金事務取扱者を指定し、手数料の徴収又は収納に関する事務の一部を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年5月1日

津市長 前 葉 泰 幸

1 指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地

(1) 名称

株式会社カーステージ三重

(2) 住所又は事務所の所在地

津市雲出本郷町2086番地2

2 委託した公金事務に係る歳入等

放置自転車等撤去保管料

3 指定公金事務取扱者に指定した日

令和7年4月21日

4 委託した日

令和7年4月28日

5 委託期間

令和7年5月1日から令和8年3月31日まで

津市告示第135号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、令和6年津市告示第202号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和7年5月2日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

杜の街くるみの丘自治会

2 代表者の氏名及び住所

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和7年4月13日の定期総会において改選されたため

津市告示第136号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

令和7年5月7日

津市長 前 葉 泰 幸

1 事業者の名称

エミタス株式会社

2 事業所の名称

ケアマネジメント 笑みたす

3 事業所の所在地

津市高茶屋小森町5番地

4 指定年月日

令和7年6月1日

5 サービスの種類

居宅介護支援

津市告示第137号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成26年津市告示第183号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和7年5月7日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

平木区自治会

2 代表者の氏名及び住所の変更

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和7年4月13日の定期総会において改選されたため。

津市告示第138号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成10年芸濃町告示第5号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和7年5月8日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

林町自治会

2 代表者の氏名及び住所の変更

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和7年4月20日の定期総会において改選されたため。

津市告示第139号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第4項の規定に基づき、廃止の届出がされたので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の30第2項の規定により告示する。

令和7年5月8日

津市長 前 葉 泰 幸

1 事業者の名称

特定非営利活動法人 M・K・Y グループ

2 事業所の名称

たんぽぽパーク

3 事業所の所在地

津市乙部2154番地

4 廃止年月日

令和7年3月31日

5 廃止した事業の種類

特定相談支援事業

6 事業所番号

特定相談支援事業所 2430502019

津市告示第140号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成17年美杉村告示第124号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和7年5月8日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

須渕地区自治会

2 代表者の氏名及び住所の変更

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和7年4月25日の通常総会において改選されたため。

津市告示第141号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成14年香良洲町告示第86号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和7年5月8日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

地家区自治会

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和7年4月9日の定期総会において改選されたため。

津市告示第142号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成14年香良洲町告示第87号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和7年5月8日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

馬場区自治会

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和7年3月29日の定期総会において選任され、同年4月1日から就任することになったため。

津市告示第143号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成14年香良洲町告示第88号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和7年5月8日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

高砂区自治会

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和7年4月13日の定期総会において改選されたため。

津市告示第144号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成14年香良洲町告示第90号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和7年5月8日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

砂原区自治会

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和7年3月16日の定期総会において選任され、同年4月1日から就任することになったため。

津市告示第145号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成14年香良洲町告示第91号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和7年5月8日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

小松区自治会

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和7年3月16日の定期総会において選任され、同年4月1日から就任することになったため。

津市告示第146号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成14年香良洲町告示第92号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和7年5月8日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

川原区自治会

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和7年3月23日の定期総会において選任され、同年4月1日から就任することになったため。

津市告示第147号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成14年香良洲町告示第93号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和7年5月8日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

桜町区自治会

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和7年3月15日の定期総会において選任され、同年4月1日から就任することになったため。

津市告示第148号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成14年香良洲町告示第94号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和7年5月8日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

稲葉区自治会

2 代表者の氏名及び住所の変更

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和7年3月23日の定期総会において選任され、同年4月1日から就任することになったため。

津市告示第149号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成14年香良洲町告示第95号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和7年5月8日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

浜浦区自治会

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和7年4月6日の定期総会において改選されたため。

津市告示第150号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき指定公金事務取扱者を指定し、使用料の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により公告示する。

令和7年5月8日

津市長 前 葉 泰 幸

1 委託を受けた者の名称、住所又は事務所の所在地

(1) 名称

株式会社カーステージ三重

(2) 住所又は事務所の所在地

津市雲出本郷町2086番地2

2 委託した公金事務に係る歳入等

津市まん中広場使用料

3 指定公金事務取扱者に指定した日

令和7年5月1日

4 委託した日

令和7年5月1日

5 委託期間

令和7年5月1日から令和8年3月31日まで

津市告示第151号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成23年津市告示第169号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和7年5月8日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

下之世古自治会

2 代表者の氏名及び住所の変更

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和7年3月22日の通常総会において選任され、同年4月1日から就任することになったため。

津市告示第152号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成11年一志町告示第28号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和7年5月8日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

野口自治会

2 代表者の氏名及び住所の変更

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和7年3月15日の定期総会において選任され、同年4月1日から就任することになったため。

津市告示第153号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成19年津市告示第298号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和7年5月9日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

森音の郷自治会

2 代表者の氏名及び住所の変更

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和7年4月13日の定期総会において改選されたため。

津市告示第154号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、令和3年津市告示第250号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和7年5月9日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

城山東自治会

2 代表者の氏名及び住所

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和7年4月27日の定期総会において選任され、同月28日から就任することになったため。

津市告示第155号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成22年津市告示第272号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和7年5月12日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

コモンヒルズ西が丘自治会

2 代表者の氏名及び住所並びに主たる事務所の所在地の変更

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者及び主たる事務所の所在地の変更が、令和7年2月9日の定期総会及び同年3月16日の役員会議において選任され、同年4月1日から就任することになったため。

津市告示 156 号

地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき保育施設利用者負担額等収納業務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 5 月 12 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 委託を受けた者の名称及び所在地
別表のとおり
- 2 公金事務に係る歳入等
教育・保育施設利用者負担額等
- 3 指定公金事務取扱者に指定した日
令和 6 年 3 月 29 日
- 4 委託した日
令和 7 年 4 月 1 日

別表

法人の名称	施設の名称	施設の所在地
社会福祉法人白蓮福祉会	白塚愛児園	津市白塚町 5 3 3 4 番地
社会福祉法人白蓮福祉会	津愛児園	津市桜橋三丁目 4 5 番地 1
社会福祉法人清泉福祉会	清泉愛育園	津市新町一丁目 8 - 1 3
社会福祉法人諦聴会	三重保育院乳児保育所	津市柳山津興 3 3 1 0 番 地 1
社会福祉法人鈴の木会	片田保育園	津市片田志袋町 3 8 4 番 地
社会福祉法人桃郷福祉会	つ保育園	津市藤方 2 6 7 0 番地
社会福祉法人泉福祉会	泉ヶ丘保育園	津市野田 2 1 番地 8 1 7
社会福祉法人津栄社会福 祉事業協会	大里保育園	津市大里睦合町 6 0 9 番 地 1
社会福祉法人若草福祉会	公園西保育園	津市長岡町 9 番地 3
社会福祉法人洗心福祉会	豊野保育園	津市一身田豊野 1 9 7 9 番地 1
社会福祉法人清泉福祉会	清泉ひかり愛育園	津市半田 1 4 4 2 番地 1
社会福祉法人三重清暉会	志登茂保育園	津市一身田平野 3 6 1 番 地 1
社会福祉法人上浜福祉会	上浜保育園	津市一身田中野 4 2 3 番 地 1
社会福祉法人洗心福祉会	はなこま保育園	津市高茶屋小森町 4 1 5 9 番地
社会福祉法人自由学苑福 祉会	久居保育園	津市久居西鷹跡町 3 6 5 番地 1 1
社会福祉法人三鈴会	さくら保育園	津市河芸町影重 1 1 4 0 番地 1
社会福祉法人あいうえお	あいうえお保育園	津市美里町五百野 1 6 1 7 番地 1
社会福祉法人洗心福祉会	第二はなこま保育園	津市高茶屋小森上野町 7 7 8 番地

社会福祉法人自由学苑福祉会	大川乳幼児保育園	津市大谷町240番地
社会福祉法人洗心福祉会	つまちなか保育園	津市大門7番15号 津センターパレス4階

津市告示第157号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成27年津市告示第214号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和7年5月12日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

汐彩の街自治会

2 代表者の氏名及び住所並びに主たる事務所の所在地の変更 3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者及び主たる事務所の所在地の変更が、令和7年3月15日の定期総会において承認され、同年4月1日から就任することになったため。

津市告示第158号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、令和5年津市告示第255号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和7年5月13日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

古市區

2 代表者の氏名及び住所の変更

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和7年4月27日の定期総会において改選されたため。

津市告示第159号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成24年津市告示第222号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和7年5月13日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

御城自治会

2 代表者の氏名及び住所の変更

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和7年3月2日の臨時総会において改選されたため。

津市告示第160号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成18年津市告示第522号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和7年5月13日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

上野自治会

2 代表者の氏名及び住所の変更

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和7年4月20日の定期総会において改選されたため。

津市告示第161号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成16年津市告示第77号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和7年5月13日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

白山町垣内自治会

2 代表者の氏名及び住所の変更

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和7年4月6日の定期総会において改選されたため。

津市告示第162号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成30年津市告示第172号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和7年5月13日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

浜城自治会

2 代表者の氏名及び住所並びに主たる事務所の所在地の変更

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者及び主たる事務所の所在地の変更が、令和7年3月2日の通常総会において承認され、同年4月1日に就任することになったため。

津市告示第163号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成31年津市告示第5号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和7年5月13日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

宮町区

2 代表者の氏名及び住所の変更

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和7年3月23日の定期総会において改選されたため。

津市告示第164号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき指定公金事務取扱者を指定し、地方税のコンビニエンスストア収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年5月13日

津市長 前 葉 泰 幸

1 指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地

名 称	所 在 地
株式会社百五デジタルソリューションズ	津市岩田21番27号
地銀ネットワークサービス株式会社	中央区日本橋本石町4-6-7
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	千代田区二番町8番地8
株式会社ファミリーマート	港区芝浦三丁目1番21号
株式会社ポプラ	広島市安佐北区安佐町大字久地6 65番地の1
ミニストップ株式会社	千葉市美浜区中瀬一丁目5-1
山崎製パン株式会社	千代田区岩本町三丁目10番1号
株式会社ローソン	品川区大崎1-11-2
株式会社しんきん情報サービス	港区港南一丁目8番27号
株式会社セイコーマート	札幌市中央区南9条西5丁目42 1番地

2 委託した公金事務に係る歳入等

地方税

3 指定公金事務取扱者に指定した日

令和7年3月27日

4 委託した日

令和7年4月1日

津市告示第165号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成16年美杉村告示第10号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和7年5月14日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

大御堂地区

2 代表者の氏名及び住所の変更

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和7年4月26日の通常総会において改選されたため。

津市告示第166号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成22年津市告示第222号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和7年5月14日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

下多気区

2 代表者の氏名及び住所の変更

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和7年4月28日の定期総会において改選されたため。

津市告示第167号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成18年津市条例第209号）
第12条第2項、第13条第2項及び第14条の規定に基づき撤去し、保管している自転車について、同条例第16条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和7年5月15日

津市長 前 葉 泰 幸

1 放置されていた場所、台数及び撤去した年月日

放置されていた場所	台数	撤去した年月日
久居射場町地内	1	令和7年3月17日
久居新町地内	1	令和7年4月7日
久居野村町地内	1	令和7年4月8日
津新町駅自転車等放置禁止区域	1	令和7年4月11日
津駅東口自転車等放置禁止区域	1	令和7年4月15日
栗真町屋町地内	1	令和7年4月15日
垂水地内	1	令和7年4月15日
半田地内	1	令和7年4月18日
高洲町地内	1	令和7年4月21日
津駅東口自転車等放置禁止区域	3	令和7年4月23日
津駅東口自転車等放置禁止区域	1	令和7年4月24日

2 保管期間

告示の日から90日間

3 連絡先

垂水自転車等保管庫

059-222-6307

津市告示第168号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成5年津市告示第64号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和7年5月15日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

つつじが丘自治会

2 代表者の氏名及び住所

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和7年4月20日の定期総会において改選されたため。

津市公告第 66 号

津市営住宅の補充入居者を津市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成 18 年津市条例第 215 号）第 4 条第 1 項の規定により次のとおり公募します。

令和 7 年 5 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

令和7年度第1回市営住宅補充入居者募集

1 入居資格

市営住宅に入居することができる者は、次の各号の要件を全て備える者とします。

- (1) 本市の区域内に住所を有する者若しくは住所を移転し、かつ、定住する意思を有する者又は本市の区域内に勤務場所を有する者若しくは勤務場所を有することとなることが確実な者であること。
- (2) 同居しようとする者があるときは、その者が親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含みます。）であること。
- (3) 身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者でないこと。
- (4) 入居申込みの日において、次に掲げる基準の収入である者
 - ア A区分住宅 158,000円以下（裁量階層世帯259,000円以下）
 - イ B区分住宅 114,000円以下（裁量階層世帯158,000円以下）

裁量階層世帯とは、次の要件のいずれかに該当する世帯をいいます。

- (ア) 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が次に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ次に定める程度の者がある世帯
 - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度
 - b 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級又は2級のいずれかに該当する程度
 - c 知的障害 bに規定する精神障害に相当する程度
- (イ) 申込者が60歳以上の者であり、かつ、同居予定者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者のみである世帯
- (ウ) 申込者又は同居予定者に戦傷病者特別援護法第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で、当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同表第1号表ノ3の第1款症である者がいる世帯

- (エ) 申込者又は同居予定者に原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者がある世帯
- (オ) 申込者又は同居予定者にハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等がある世帯
- (カ) 申込者又は同居予定者に海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者がある世帯
- (キ) 同居予定者に小学校就学の始期に達するまでの者がある世帯
- ウ 収入については、申込者及び同居予定者の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例に準じて算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額とします。
- (ア) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族1人につき38万円
- (イ) 給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する者1人につき10万円（合計額が10万円未満である場合には、当該合計額）
- (ウ) 同一生計配偶者で70歳以上の者又は老人扶養親族1人につき10万円
- (エ) 特定扶養親族1人につき25万円
- (オ) 申込者又は(ア)に規定する者に障害者がある場合には、障害者1人につき27万円（特別障害者の場合は、1人につき40万円）
- (カ) 申込者又は同居親族に寡婦がある場合には、寡婦1人につき27万円（所得金額が27万円未満である場合には、当該所得金額）
- (キ) 申込者又は同居親族にひとり親がある場合には、ひとり親1人につき35万円（所得金額が35万円未満である場合には、当該所得金額）
- (5) 現に住宅に困窮していることが明らかな者
- (6) 市町村税等を滞納していない者
- (7) 申込者又は同居予定者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含みます。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (8) 津市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第215号。以下「条例」といいます。）に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力を有する者

2 受付期間、受付時間及び申込方法

(1) 受付期間及び受付時間

令和7年5月12日（月）から5月20日（火）までの午前8時30分から午後5時15分までとします。ただし、土曜日、日曜日を除きます。

(2) 申込方法

入居申込みは、住宅入居申込書に所定事項を明確に記載し、次のアからキまでの書類を添付の上、建設部市営住宅課（津市役所本庁舎6階）又は市営住宅課分室（ポルタひさい南館1階）に申込者又は事情の分かる家族の者が提出してください。

ア 申込者、同居予定者全員の市町村長の発行する所得・課税証明書。ただし、津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年津市条例第40号）第4条第2項又は第3項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定する特定個人情報をいいます。）を利用することができるときは、当該書類の提出に代えることができます。

イ 市外在住者の場合は申込者、同居予定者全員の住民票の写し

ウ 市町村税の完納証明書

エ 婚約中の者は、婚約証明書（市営住宅課所定の用紙）

オ 立ち退きを請求されている者はその証明書

カ 心身障害者については手帳（身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳）、ひとり親世帯については戸籍の全部事項証明書（戸籍謄本）又は社会福祉事務所長の証明書

キ その他必要な書類

3 優先入居住宅への申込み

次の各号に掲げる者は、条例第10条第3項に定める優先入居住宅の募集がある場合、申込みを行うことができます。

(1) 条例第5条各号に該当する者

(2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子で20歳に満たない児童と同居し、扶養している者

(3) 申込者又は同居予定者が海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起

算して 5 年を経過していない者

- (4) 永住帰国を希望する中国残留邦人等
- (5) 申込者が 60 歳以上の者であり、同居予定者のいずれもが 60 歳以上又は 18 歳未満の者
- (6) 18 歳未満の子が 3 人以上いる者
- (7) 申込者又は同居予定者が心身障害者（身体障害者手帳 1 ~ 4 級、精神障害者保健福祉手帳 1 ~ 2 級、療育手帳 A1 （最重度）～B1 （中度）の交付を受けた者）
- (8) 申込者又は同居予定者が戦傷病者特別援護法第 4 条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けた者で、当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法別表第 1 号表ノ 2 の特別項症から第 6 項症まで又は同表第 1 号表ノ 3 の第 1 款症である者
- (9) 犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号）第 2 条第 2 項に規定する犯罪被害者等
- (10) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第 1 条第 2 項に規定する被害者

4 住宅入居申込書の配布

住宅入居申込書は、令和 7 年 5 月 1 日（木）から 5 月 20 日（火）までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までに、建設部市営住宅課及び市営住宅課分室で配布します。ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除きます。

5 選考及び抽選

提出された申込書及び実情調査をもとに、入居資格要件に適合する者（以下「入居適格者」といいます。）を選考します。

入居適格者の数が、募集戸数を上回った住宅については、津市営住宅等公開抽選実施要綱（平成 18 年訓第 182 号）に基づき、公開抽選会を行い、入居決定者及び入居補欠者を決定し、その当選順に希望の住宅を選択します。

公開抽選会は、令和 7 年 6 月 20 日（金）の予定です。

(1) A 区分住宅

ア 大井アパート	1 戸 単身世帯可
津市中河原 134 番地	鉄筋コンクリート 4 階建 3DK
家賃 11,700 円	～ 27,000 円

イ	南阿漕2号館	1戸		
	津市阿漕町津興222番地8		鉄筋コンクリート4階建	3DK
	家賃 15,200円 ~ 34,500円			
ウ	藤方団地	2戸		
	津市藤方297番地		鉄筋コンクリート5階建	3DK
	家賃 13,100円 ~ 30,700円			
エ	城山アパート	1戸	单身世帯可	
	津市城山二丁目19番11号		鉄筋コンクリート4階建	2DK
	家賃 6,900円 ~ 12,000円			
オ	小森団地	1戸		
	津市高茶屋三丁目10番1-201号		鉄筋コンクリート3階建	3DK
	家賃 21,200円 ~ 48,700円			
カ	雲出	1戸	单身世帯可	
	津市雲出長常町1026番地1		鉄筋コンクリート3階建	2DK
	家賃 19,900円 ~ 45,800円			
キ	相川団地	1戸	单身世帯可	
	津市久居相川町1957番地1		簡易耐火平屋建	2K
	家賃 3,600円 ~ 8,400円			
ク	中町団地	1戸		
	津市久居中町365番地		鉄筋コンクリート3階建	3K
	家賃 10,600円 ~ 24,300円			
ケ	相川西団地	1戸		
	津市久居野村町2004番地1		鉄筋コンクリート3階建	3K
	家賃 10,700円 ~ 24,700円			
コ	桃里団地B棟	1戸		
	津市戸木町2191番地		鉄筋コンクリート4階建	3DK
	家賃 20,100円 ~ 46,200円			
サ	新沢田団地	1戸		
	津市一志町新沢田154番地		簡易耐火平屋建	3DK
	家賃 9,600円 ~ 22,100円			

(2) B区分住宅

ア 阿漕アパート 1戸 单身世帯可

津市柳山津興318番地 鉄筋コンクリート4階建 2DK
家賃 8,200円～12,200円
イ 西城山アパート 2戸 単身世帯可
津市城山三丁目10番3-410号他 鉄筋コンクリート4階建 2DK
家賃 8,800円～13,100円

家賃は、令和7年度の月額家賃で、表示の範囲内で各入居世帯の収入等に応じた家賃となります。

また、令和8年度以降は、毎年度、入居者の収入や住宅規模等に応じた家賃となります。

6 入居の時期

令和7年8月下旬の予定です。

津市公告第67号

津市農業振興地域整備計画を変更しましたので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により、次のとおり公告します。

令和7年5月8日

津市長 前葉泰幸

1 変更の内容

農地から農業用施設用地への変更

2 変更場所

土地の所在			地積 (m ²)	変更面積 (m ²)	用途区分	
大字	字	地番			変更前	変更後
木造町	コウゾ 新畑	1610-1	1426	1426	農地	農業用 施設用地

津市公告第68号

津市農業振興地域整備計画を変更しましたので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により、次のとおり公告します。

令和7年5月8日

津市長 前葉泰幸

1 変更の内容

農地から農業用施設用地への変更

2 変更場所

土地の所在			地積 (m ²)	変更面積 (m ²)	用途区分	
大字	字	地番			変更前	変更後
一志町大仰	森	3093	396	85	農地	農業用施設用地

津市公告第 69 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和7年5月9日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日
令和7年5月1日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市鳥居町147番1ほか12筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
多気郡明和町大字竹川576番地1
池田建設株式会社
代表取締役 早津 真由子

津市公告第 70 号

次のとおり一般競争入札を執行しますので、津市契約規則（平成 18 年津市規則第 40 号）第 4 条の規定により公告します。

令和 7 年 5 月 12 日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

1 入札に付する事項

(1) 業務委託名

令和7年度津市安濃交流会館管理等業務委託

(2) 業務委託の概要

津市安濃交流会館の管理及び館内あのう温泉の円滑な運営と関連業務
(詳細は、別紙仕様書参照)

(3) 業務の履行期間

令和7年6月1日から令和8年3月31日まで(10月)

2 入札の参加者に必要な資格

参加資格要件は、下記の事項の全てに該当する者とします。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者

(2) 本件の公告から入札時までの期間において、本市から指名停止等を受け ていない者

(3) 手形交換所から取引停止処分を受けるなど経営状態が著しく不健全でな い者

(4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立て、会社法(平成17年法律第86号)に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第64条の規定による改正前の商法(明治32年法律第48号)に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者(民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても再生計画又は再生計画が認可された者を除きます。)

(5) 納期の到来している国税・都道府県税・市町村税を完納している者

3 入札の参加申し込みに係る書類の配布

仕様書、仕様書に関する質問書等については、津市ホームページの「仕事・産業」情報で案内している「入札・契約」カテゴリの中の当該入札記事からダウンロードしてください。

4 入札に係る仕様書に関する質問及び回答

(1) 質問書の提出期限等

ア 提出期限

令和7年5月20日(火)正午まで(必着)

イ 提出場所

〒514-2326

津市安濃町東觀音寺483番地

津市安濃総合支所1階 地域振興課 総務担当

ウ 提出方法

仕様書に関する質問書（様式第1号）に質問内容を記入のうえ、提出場所に郵送、電子メール又はFAX（電子メールの場合は、押印した場合は押印がわかるように第1号様式をPDFファイル等に複写すること。）により提出してください。

なお、代表者氏名については自署又は記名と押印（入札参加資格審査申請使用印鑑届出印又は実印）とします。

『送信先』

電子メール 268-5511@city.tsu.lg.jp

FAX番号 059-268-3357

エ その他

電話、口頭等による質問や提出期限を過ぎて提出された質問書及び自署又は押印のない質問書は受け付けません。また、郵送・電子メール・FAXの場合は電話で到着の確認を必ず行ってください。

(2) 質問に対する回答

ア 回答期日

令和7年5月21日（水）

イ 回答方法

津市ホームページ当該入札記事内において公開します。（質問者名は非公開とします。）また、意見の表明と解されるものについては、回答しない場合があります。

なお、入札後において仕様書等についての不明を理由とした異議の申し立てはできず、回答に対する再度の質問は原則認めませんので、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

5 入札の参加資格の確認等

本件入札に参加しようとする者は、次に掲げるところにより書類等を提出し、本件入札の参加資格の確認を受けなければなりません。提出期間内に当該書類等を提出しない者又は本件入札の参加資格を有することが認められなかった者は、本件入札に参加することはできません。

(1) 提出期限

令和7年5月23日（金）正午まで（必着）

※この期限を過ぎて送達された申請書類は受理しません。

また、郵送等の場合の未達等のトラブルに関して本市では一切の責任を負いませんので、必ず電話等で到着の確認を行ってください。

(2) 提出場所

〒514-2326

津市安濃町東觀音寺483番地

津市安濃総合支所1階 地域振興課 総務担当

(3) 提出方法

提出方法については、地域振興課への持参、一般書留又は簡易書留とします。また、郵送による提出の場合は地域振興課へ到着確認を必ず行ってください。

(4) 提出書類

提出書類は、次のアからカまでのとおりとし、それぞれ正本1部を提出してください。ただし、官公署が交付した証明書類等については、申請書提出時における最新のもの（申請日以前3ヶ月以内に発行されたもの）を提出することとし、下記にコピー可と記載のある証明書類は、写真機・複写機等を使用して機械的な方法により複写したもので、ほぼ原寸大（原寸がA4版以外の版形のものは、できる限りA4版に拡大又は縮小すること。）であり、かつ、鮮明であるものに限り、写しによって差し支えないものとします。

なお、津市競争入札参加資格者名簿に登録されている者については、エからカまでの書類を省略することができるので、アの書類の3の□にレ点を入れてください。

※申請書類は提出書類一覧表の番号順に並べて提出してください。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書（様式第2号）

イ 宣誓書（様式第3号）

ウ 完納証明書（コピー可）

地方公共団体で完納証明書がない場合には、滞納がないことを表す証明書を提出することで完納証明書に代えることができることとします。

なお、徴収の猶予を受けているため完納証明書が発行されない等の場合は、ご相談ください。

(一般競争入札参加資格審査申請書の提出日の前3ヶ月以内に証明されたものに限ります。才及び力についても同じです。)

(ア) 国税に関する証明書

国税の未納の税額がないことの証明書（個人事業主にあってはその3の2、法人にあってはその3の3）

(イ) 都道府県税及び市町村税完納証明書

本社所在地における都道府県税及び市町村税等の完納証明書を提出してください。なお、支店等が本件の入札、契約を行う場合は、本店所在地及び支店等所在地の都道府県税及び市町村税等の完納証明書を提出してください。（新規に支店等を開設した場合は「法人等開設届（写し）」を添付してください。

エ 登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）

オ 印鑑証明書（コピー可）

カ 使用印鑑届（様式第4号）

(5) 本件入札の参加資格の確認結果の通知

本件入札の参加資格の確認結果は、令和7年5月26日（月）までに一般競争入札参加資格審査確認結果通知書（様式第5号）により通知します。

なお、本件入札の参加資格の確認を申請した時に提出された書類は、本件入札の参加資格の有無にかかわらず、返却しません。

6 入札日時及び場所

(1) 入札日時

令和7年5月27日（火）午前10時00分

(2) 入札場所

安濃総合支所2階 安濃コミュニティセンタービル議室2

7 入札保証金

入札保証金は免除します。

8 入札の無効

津市契約規則（平成18年津市契約規則第40号。以下「規則」という。）第19条各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

9 契約保証金

契約を締結する際に、契約単価に予定数量を乗じて得た金額に消費税及び地方消費税分として当該金額の100分の10を加算した金額（1円未満の端数は切り捨てる。）の100分の10以上の契約保証金を納付しなければ

なりません。

ただし、規則第28条第1項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

10 その他の注意事項

- (1) 入札にあたっては、入札書（様式第6号）を使用し、仕様書に基づく入札金額等を鮮明に表示し、封筒（一般競争入札参加者心得参照）に入れ、貼り合わせ部分に原則3箇所の封印をしてください。

入札金額は、日額単価（消費税及び地方消費税抜き）をもって表示してください。

なお、入札金額については、履行期間中の最低賃金額の改定などを考慮した上で入札すること。

- (2) 入札に関する行為をする者は、入札前に入札者確認票（様式第7号）を提出すること。
- (3) 落札にあたっては、入札書に記載された金額をもって落札金額とします。課税事業者については、単価（税別）による契約とし、請求時において、契約単価より算出した金額に消費税及び地方消費税分として当該金額の100分の10を加算した金額（1円未満の端数は切り捨てる。）を請求金額とします。

免税事業者については、単価に消費税及び地方消費税相当分として当該金額の100分の10を加算した金額を契約単価とし、請求時において、契約単価より算出した金額（1円未満の端数は切り捨てる。）を請求金額とします。

なお、落札は、予定価格の範囲内において、最低価格入札者とし、最低価格入札者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとします。

- (4) 初度の入札で予定価格に達しなかった場合、再度入札を行う場合がありますので（原則として2回）、予備の入札書を用意してください。
- (5) 本件入札に係る費用は、すべて入札者の負担とします。
- (6) 天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがあります。

なお、入札の中止等に至った場合においても見積もりに係る費用その他入札に係る一切の費用は補償しません。

- (7) その他、入札の参加者は、別添「一般競争入札参加者心得」に留意のう

え、入札を行ってください。

- (8) 提出書類の到着確認、窓口への書類の提出は、午前 8 時 30 分から午後 5 時までの間とします。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日は除きます。

11 公金事務にかかる資料の提出について

この契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項に基づく公金事務を含むものであるため、落札者は次の要件を満たすことが確認できる資料を落札決定後直ちに提出してください。

- ・ 公金事務を適切かつ確実に遂行できる財産的基礎を有すること。
- ・ その人的構成等に照らして、公金事務を適切かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

【問い合わせ先】

〒 514-2326	津市安濃町東觀音寺 483 番地
津市安濃総合支所	地域振興課総務担当 真伏
電話番号	059-268-5511
FAX	059-268-3357
メールアドレス	268-5511@city.tsu.lg.jp

津市公告第71号

三重県津保健所長から動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第35条第3項の規定に基づく負傷動物の引取りについて通知がありましたので公告します。

令和7年5月13日

津市長 前 葉 泰 幸

1 負傷動物の特徴

収容日	保護した場所	動物種及び種類	毛色等	性別	体格	年齢	その他
令和7年5月12日	津市久居明神町	猫（雑種）	黒白	オス	小	子猫	
令和7年5月12日	津市久居明神町	猫（雑種）	キジトラ	メス	小	子猫	

2 収容期間 令和7年5月15日まで

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話番号 059-229-3282

三重県津保健所衛生指導課

電話番号 059-223-5112

津市公告第72号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を指定しましたので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により次のとおり公告します。

令和7年5月15日

津市長 前葉泰幸

1 指定に係る道路の種類

建築基準法第42条第1項第5号

2 指定の年月日

令和7年5月13日

3 指定道路の位置

津市久居二ノ町1714番6

4 指定道路の延長及び幅員

(1) 延長

A 34.9メートル

(2) 幅員

A 4.0メートル

津市上下水道事業公告第20号

津市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成18年津市条例第202号）第5条第1項の規定により令和7年度に負担金及び分担金を賦課しようとする区域を次のとおり定めましたので、公告します。

令和7年5月2日

津市上下水道事業管理者 松 下 浩 己

負担金及び分担金を賦課する区域

負担区名	賦課面積 (m ²)	所在	賦課面積 (m ²)
津第1処理分区第3負担区	1,030.46	雲出本郷町	1,030.46
津第3—1処理分区第1負担区	842.36	高茶屋小森町	842.36
津第3—2処理分区第2負担区	713.68	高茶屋六丁目	713.68
津第4処理分区第1負担区	1,735.61	城山一丁目	788.28
		高茶屋一丁目	947.33
津第5処理分区第2負担区	721.01	阿漕町津興	462.57
		柳山津興	258.44
津第5処理分区第3負担区	15,360.97	阿漕町津興	10,390.73
		藤方	1,087.39
		垂水	3,882.85
津第5処理分区第4負担区	13,154.24	阿漕町津興	1,787.01
		垂水	10,135.85
		半田	1,231.38
津北部第2処理分区第1負担区	13,556.10	白塚町	13,556.10
津北部第3—1処理分区第1負担区	12,484.73	白塚町	12,484.73

津北部第3－2処理分区第1負担区	848.40	白塚町	848.40
津北部第5処理分区第1負担区	5,637.41	一身田町	5,637.41
津北部第13処理分区第1負担区	3,320.78	上浜町一丁目	1,417.43
		栄町二丁目	849.65
		羽所町	1,053.70
津北部第14処理分区第2負担区	58,524.79	上浜六丁目	15,137.56
		大谷町	19,266.23
		一身田上津部田	20,442.63
		渋見町	3,678.37
津北部第15－1処理分区第1負担区	26,049.78	観音寺町	8,127.43
		広明町	3,363.71
		鳥居町	14,558.64
津北部第15－2処理分区第1負担区	18,052.21	観音寺町	570.96
		鳥居町	17,481.25
津北部第16処理分区第1負担区	32,179.18	渋見町	1,650.67
		観音寺町	30,528.51
津北部第17－1処理分区第1負担区	11,821.88	観音寺町	11,351.44
		長岡町	204.54
		渋見町	265.90
津北部第17－2処理分区第1負担区	13,202.30	渋見町	8,167.19
		長岡町	5,035.11
中別保第1処理分区第1負担区	654.15	河芸町中別保	654.15
中別保第2処理分区第1負担区	6,520.30	河芸町上野	6,520.30

東千里東部処理分区第1負担区	27,538.31	河芸町東千里	27,538.31
千里ヶ丘処理分区第1負担区	530.06	河芸町千里ヶ丘	237.23
		河芸町西千里	292.83
北部負担区	1,833.91	久居北口町	1,833.91
小野辺分担区	1,696.88	久居野村町	1,696.88
一志第3—3処理分区第1分担区	512.46	一志町井関	512.46
芸濃町椋本処理区	3,918.14	芸濃町椋本	3,918.14
安濃町負担区	177,548.51	安濃町内多	95,461.96
		安濃町安濃	29,191.80
		安濃町曾根	52,894.75
一志町第3—1処理分区負担区	2,004.73	一志町田尻	2,004.73

賦課対象区域



津第1処理分区第3負担区

賦課対象区域



津第3—1処理分区第1負担区

賦課対象区域



津第3—2処理分区第2負担区

賦課対象区域



津第4処理分区第1負担区

賦課対象区域



津第4処理分区第1負担区

賦課対象区域



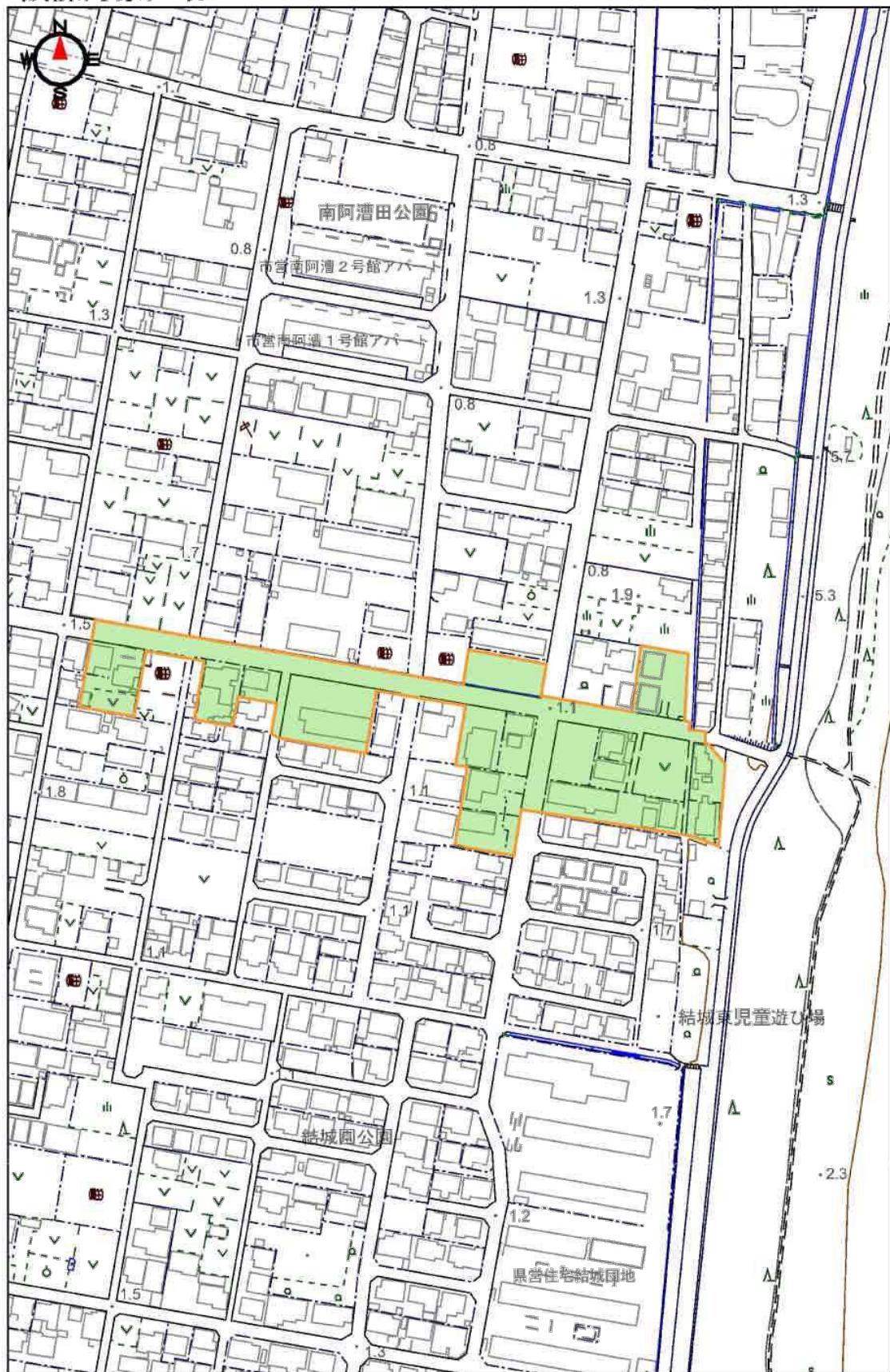
津第5処理分区第2負担区

賦課対象区域



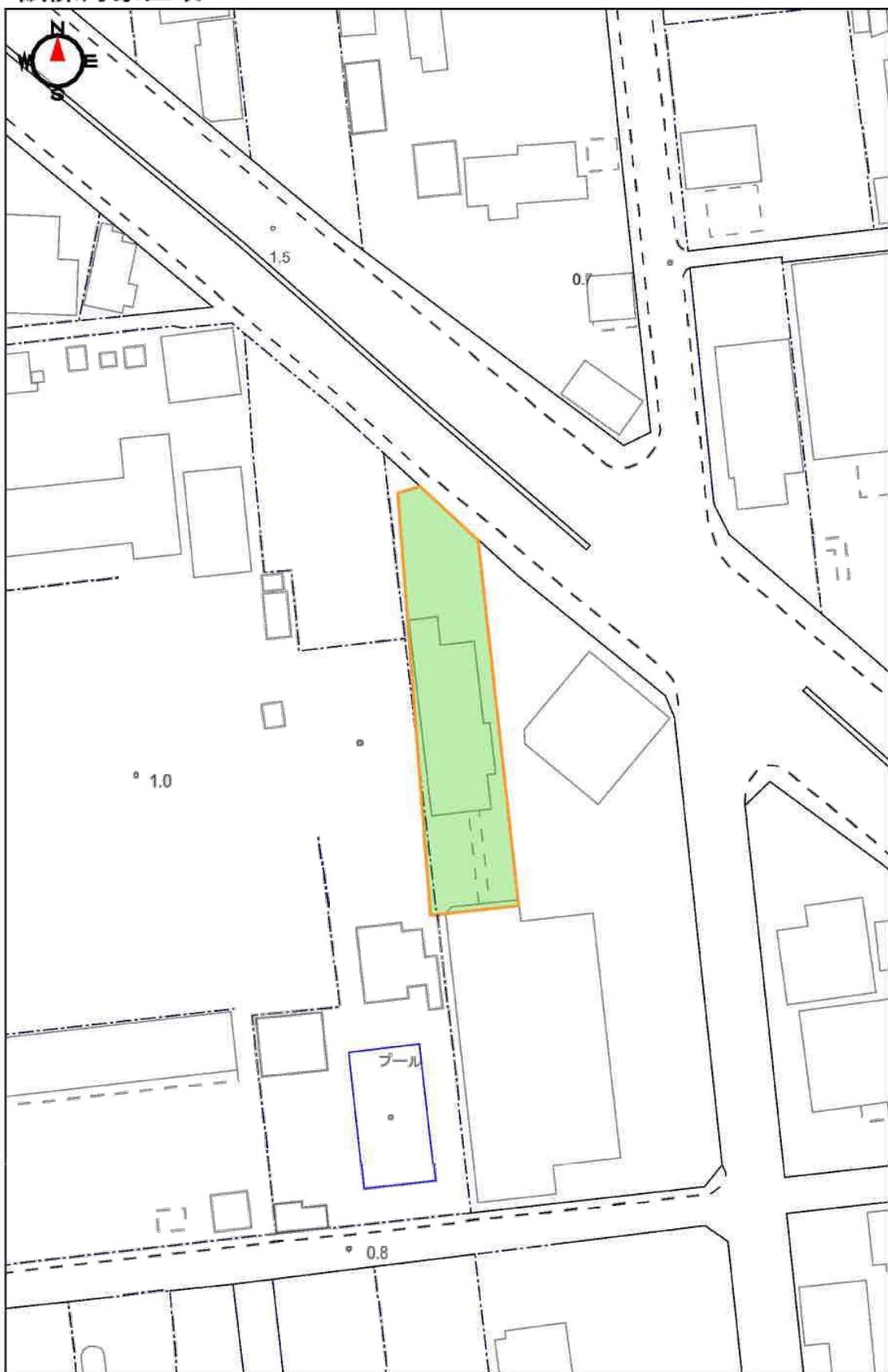
津第5処理分区第2負担区

賦課対象区域



津第5処理分区第3負担区及び津第5処理分区第4負担区

賦課対象区域



津第5処理分区第3負担区

賦課対象区域



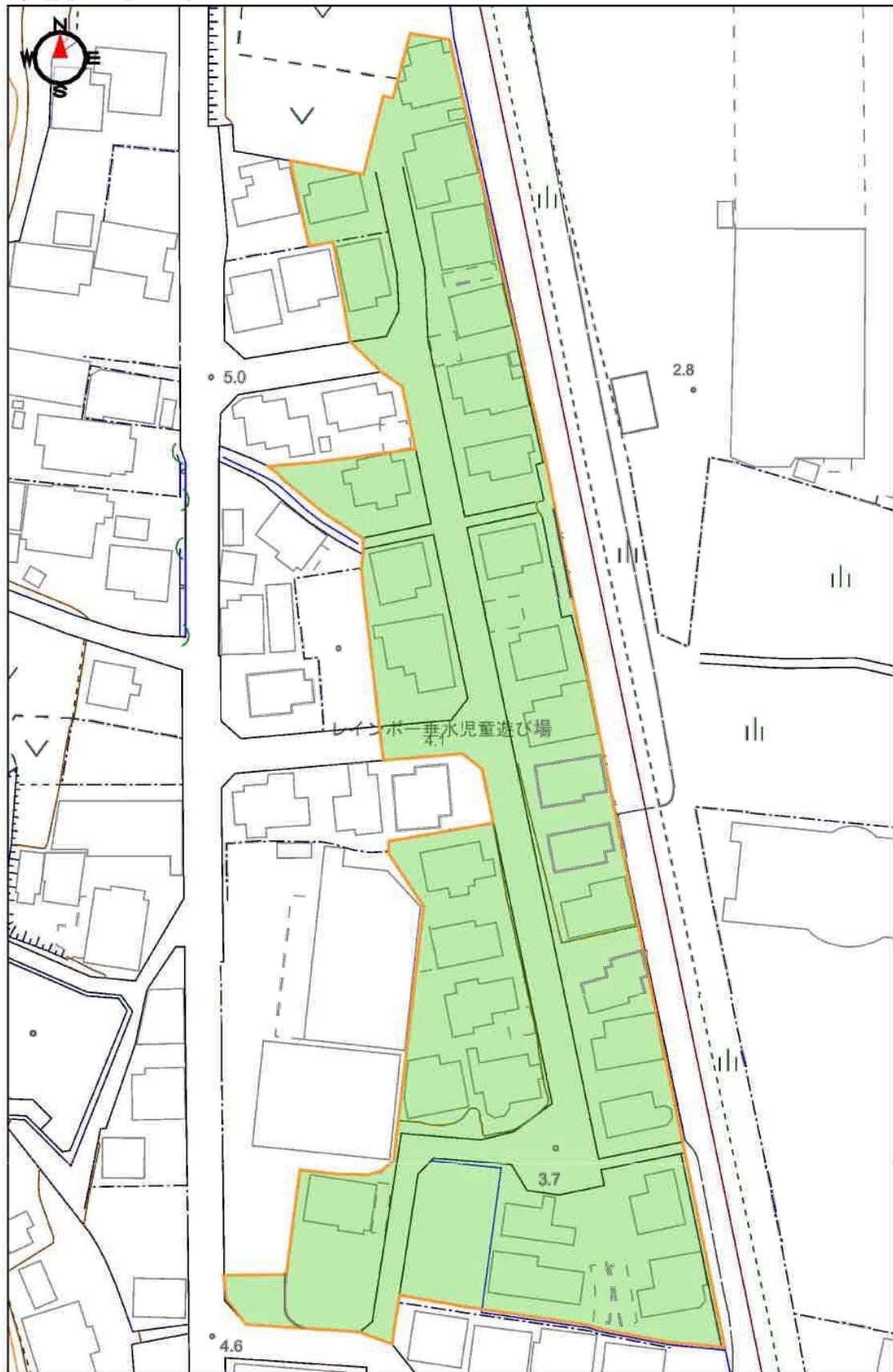
津第5処理分区第3負担区

賦課対象区域



津第5処理分区第3負担区及び津第5処理分区第4負担区

賦課対象区域



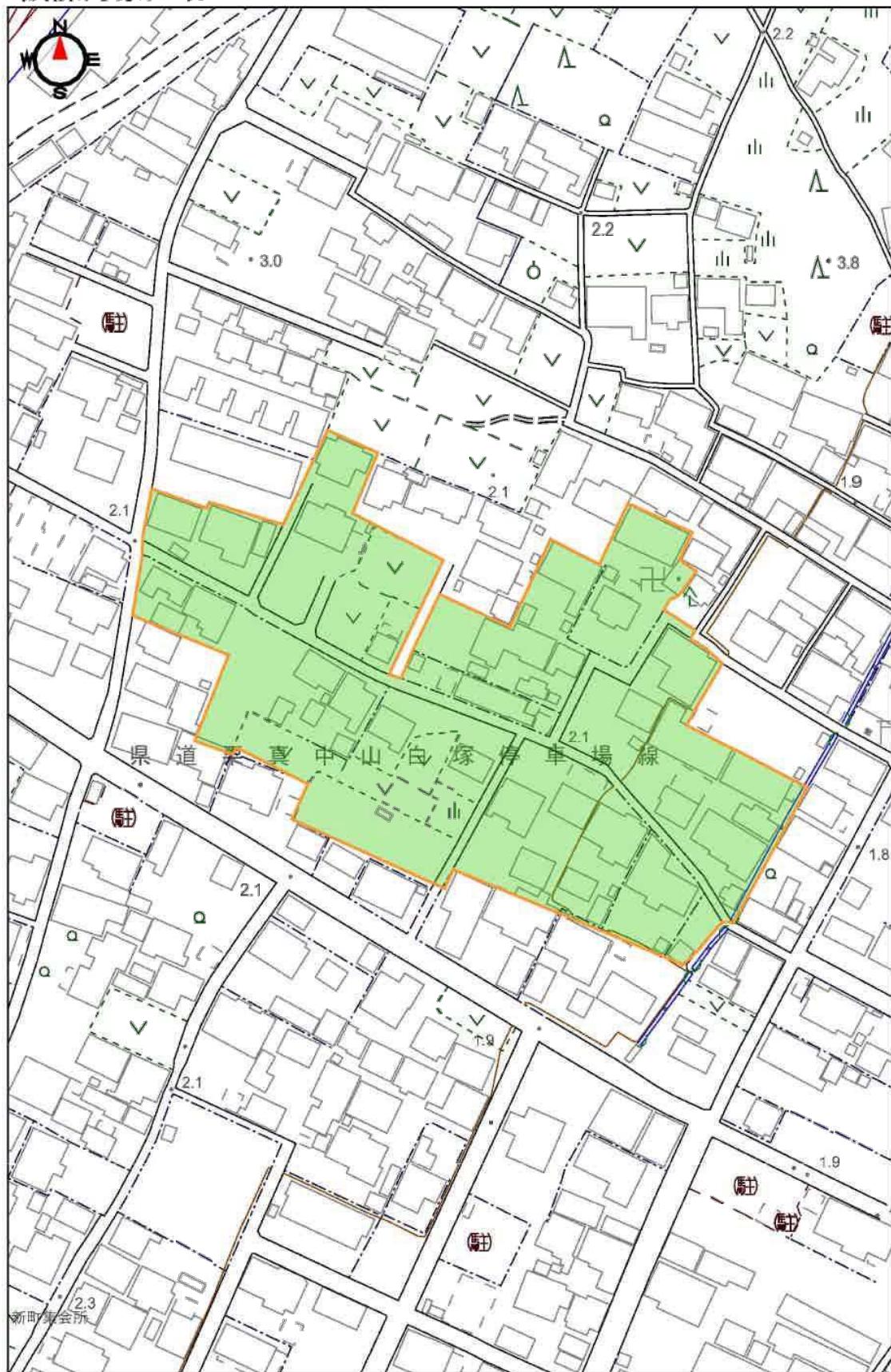
津第5処理分区第4負担区

賦課対象区域



津第5処理分区第4負担区

賦課対象区域



津北部第2処理分区第1負担区

賦課対象区域



津北部第3-1処理分区第1負担区

賦課対象区域



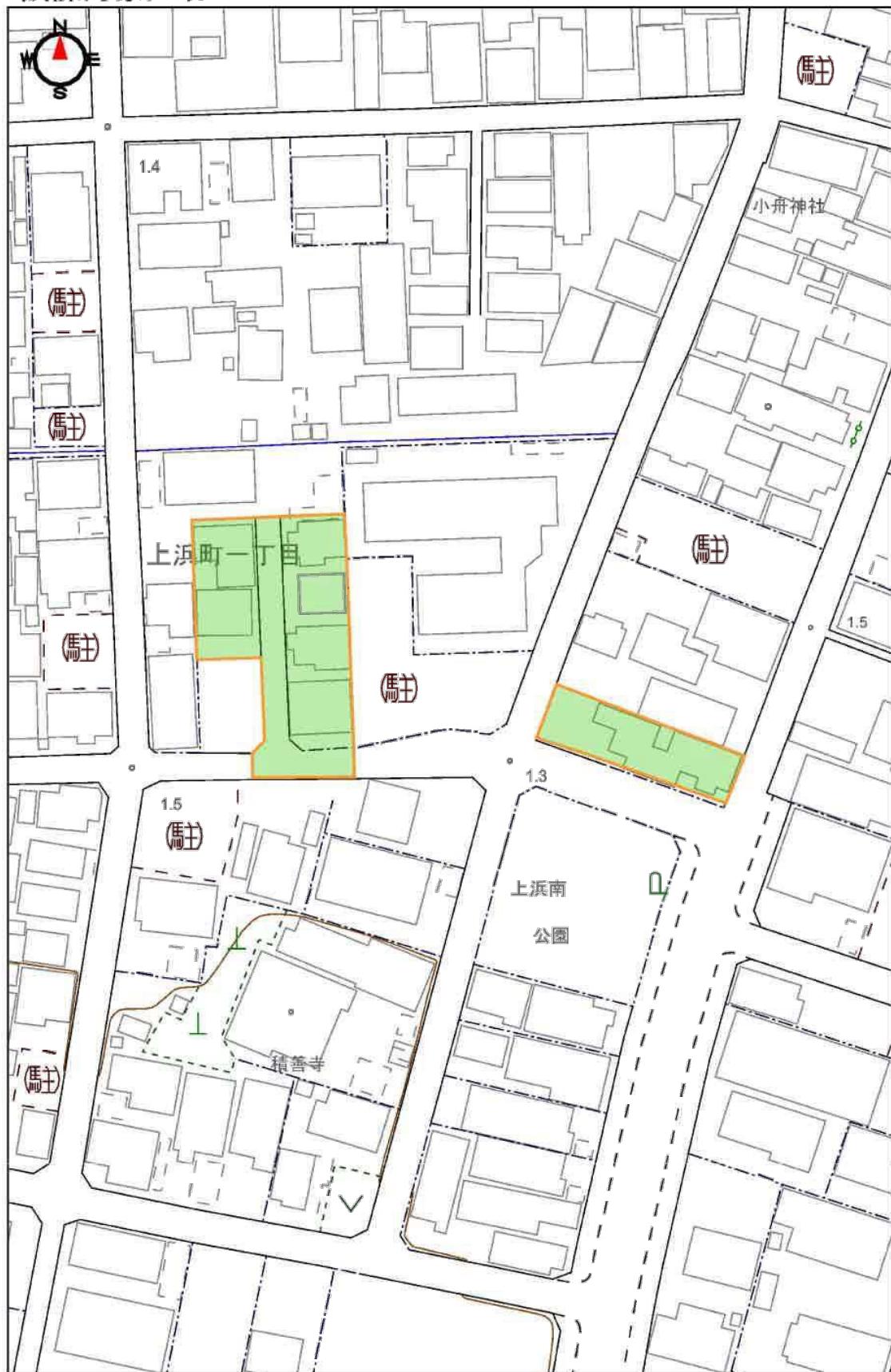
津北部第3-2処理分区第1負担区

賦課対象区域



津北部第5処理分区第1負担区

賦課対象区域



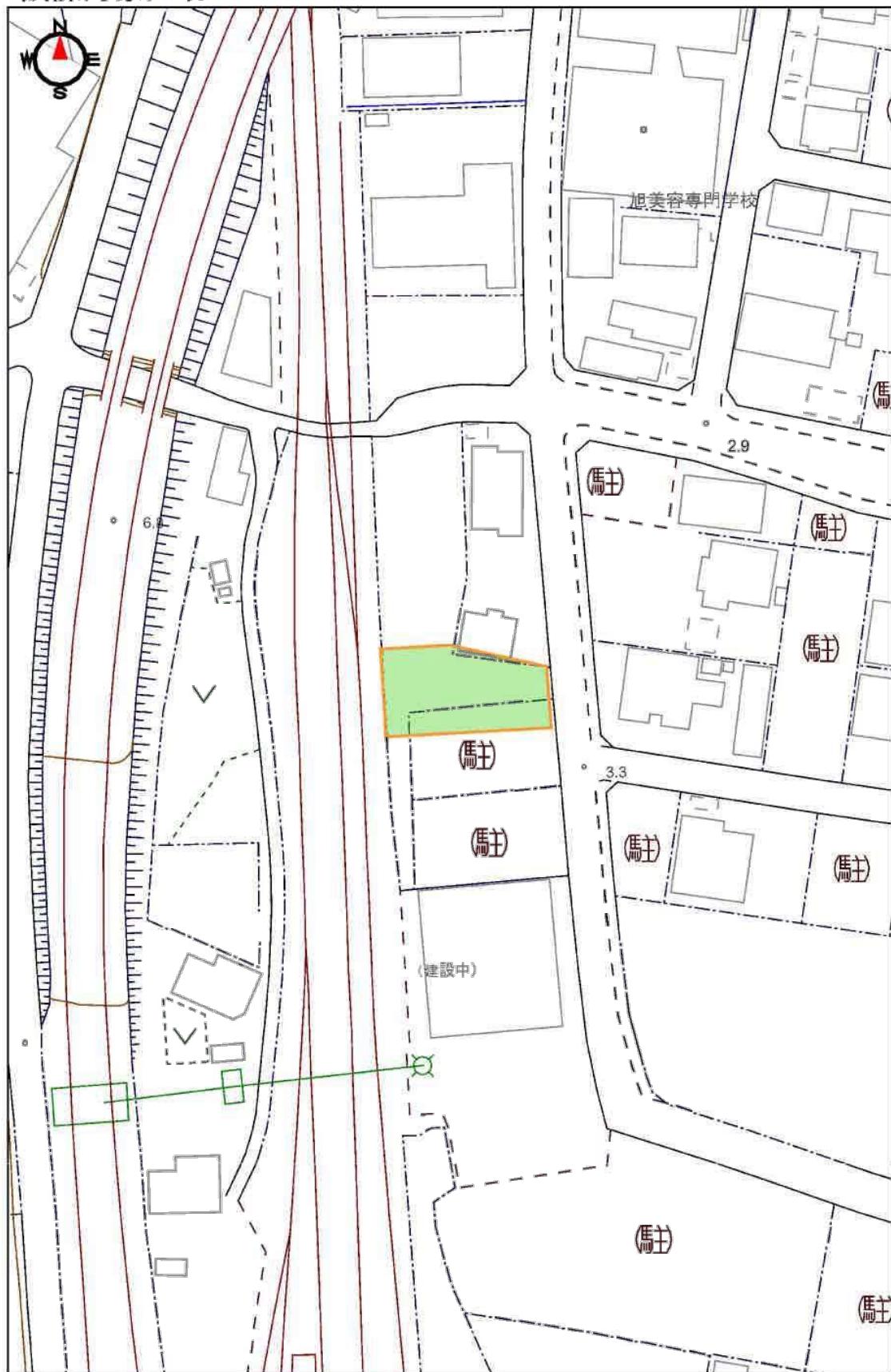
津北部第13処理分区第1負担区

賦課対象区域



津北部第13処理分区第1負担区

賦課対象区域



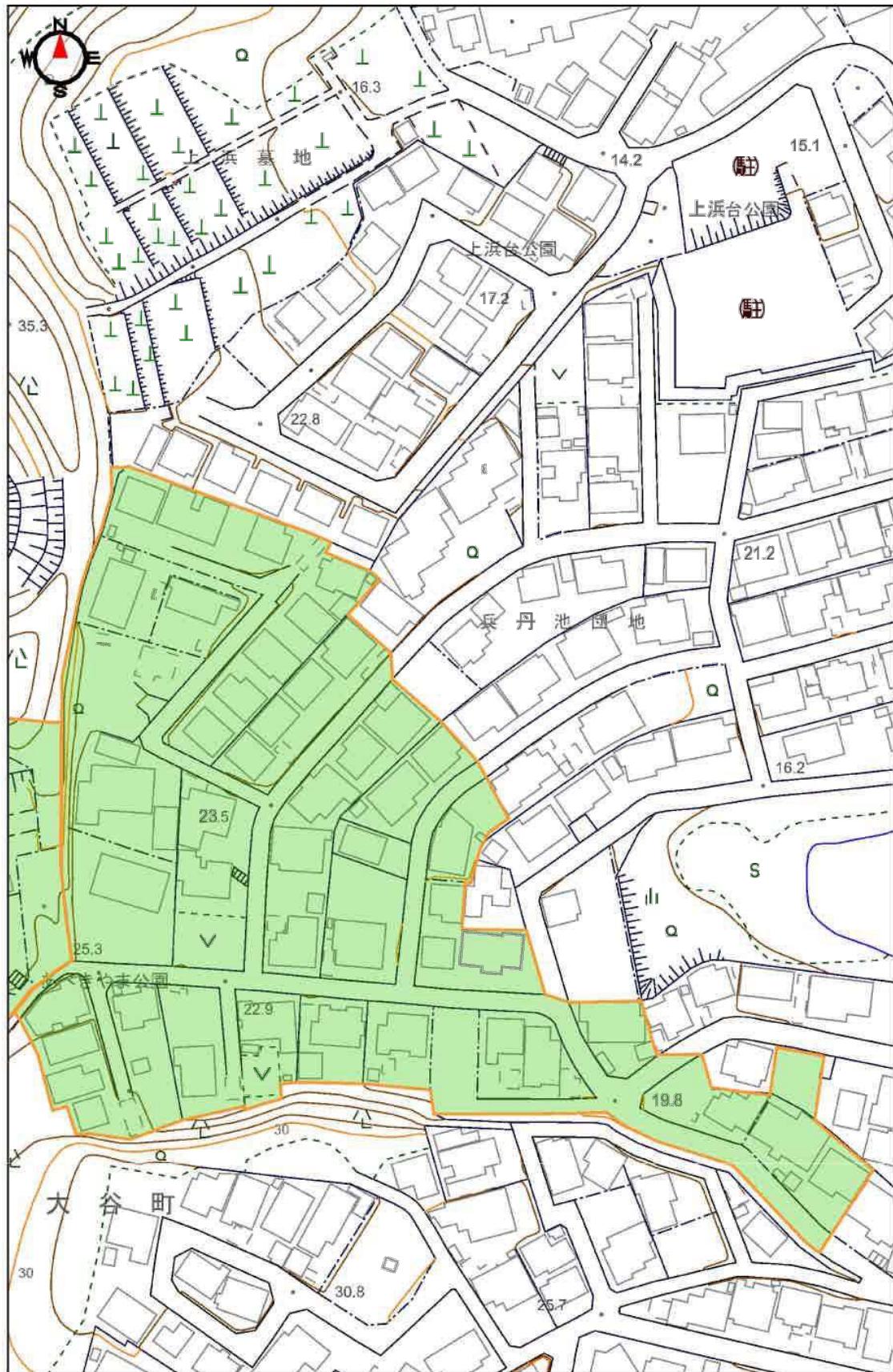
津北部第13処理分区第1負担区

賦課対象区域



津北部第14処理分区第2負担区

賦課対象区域



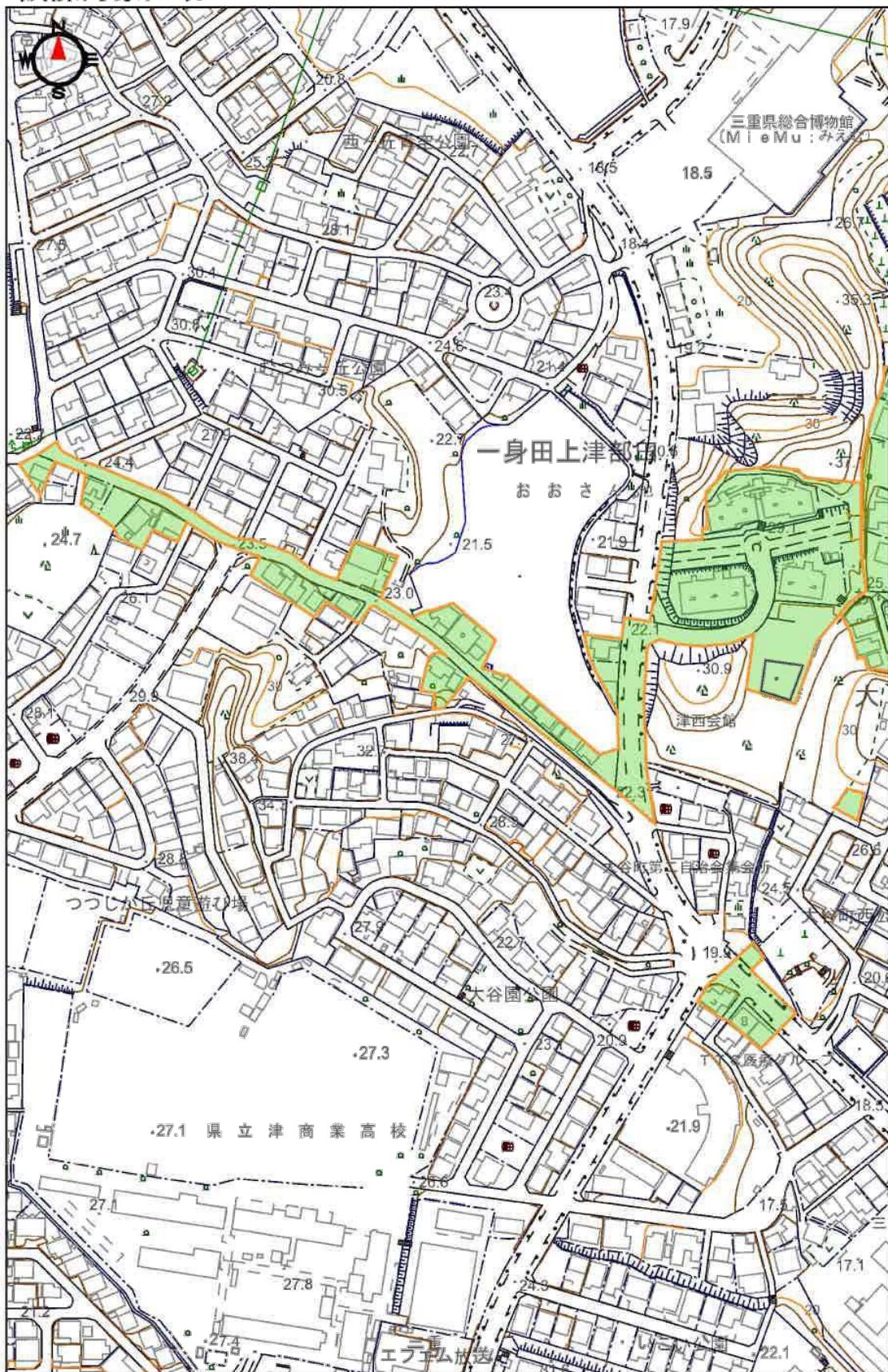
津北部第14処理分区第2負担区

賦課対象区域



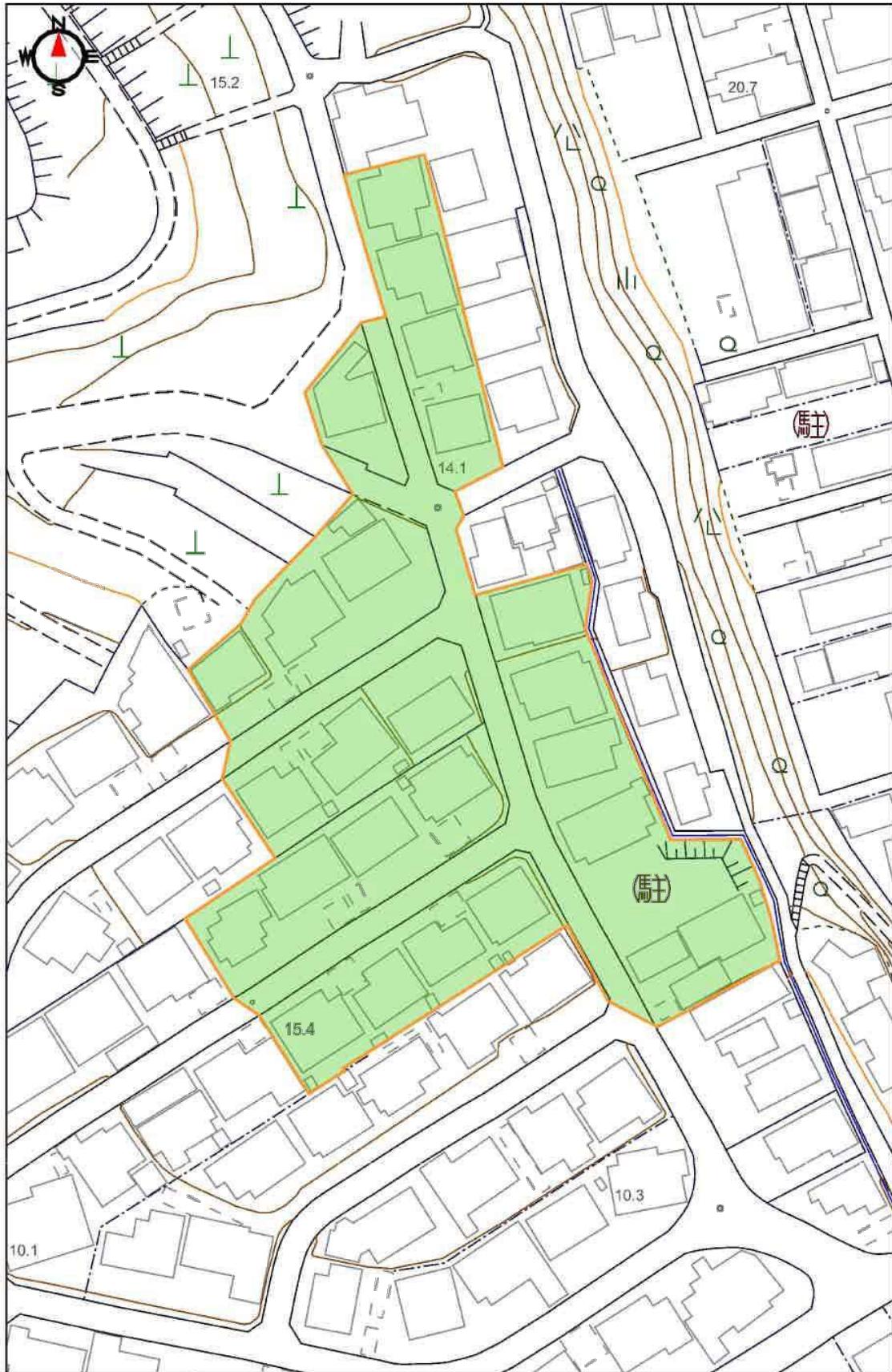
津北部第14処理分区第2負担区

賦課対象区域



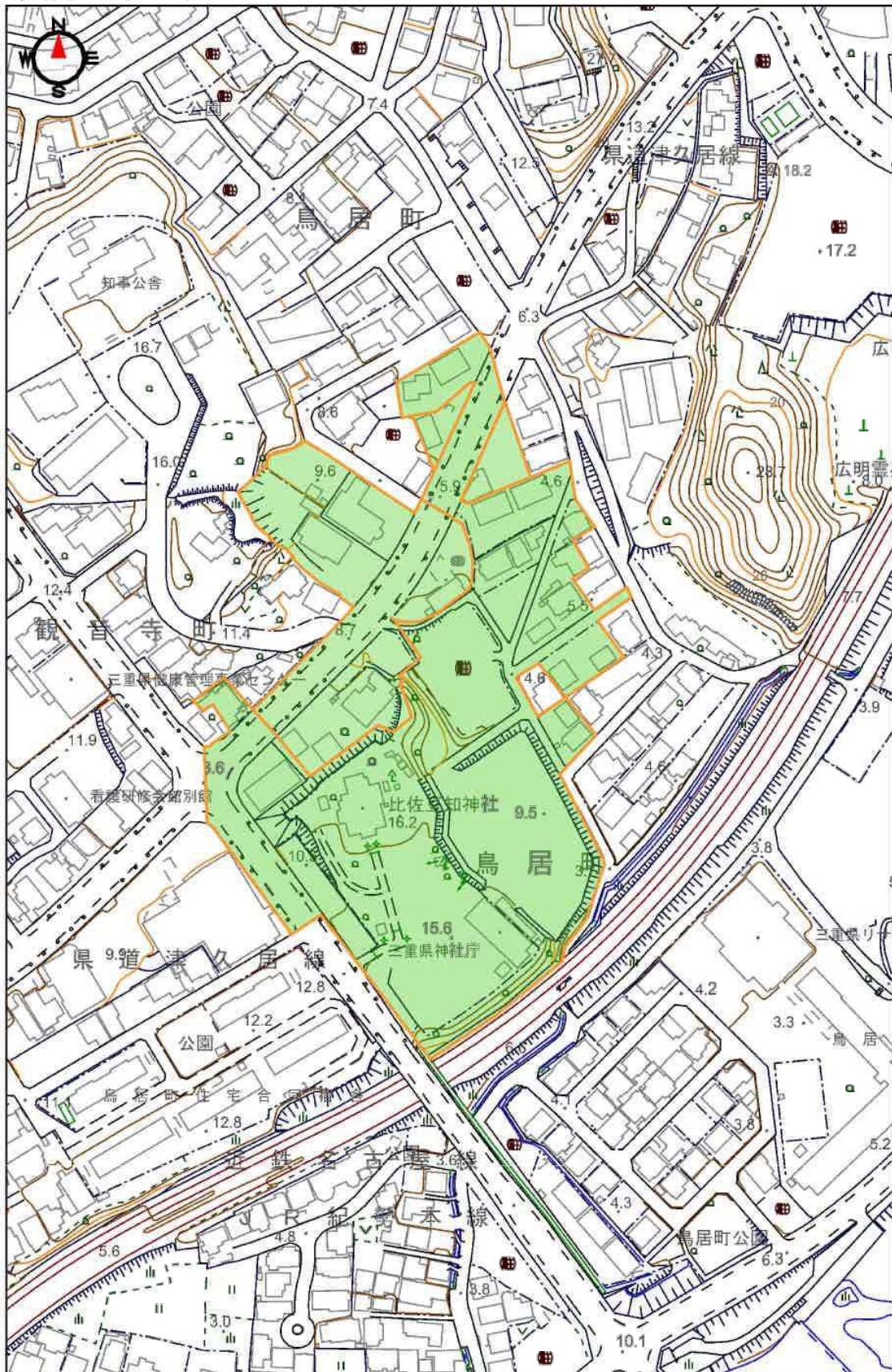
津北部第14処理分区第2負担区及び津北部第17-1処理分区第1負担区

賦課対象区域



津北部第15—1処理分区第1負担区

賦課対象区域



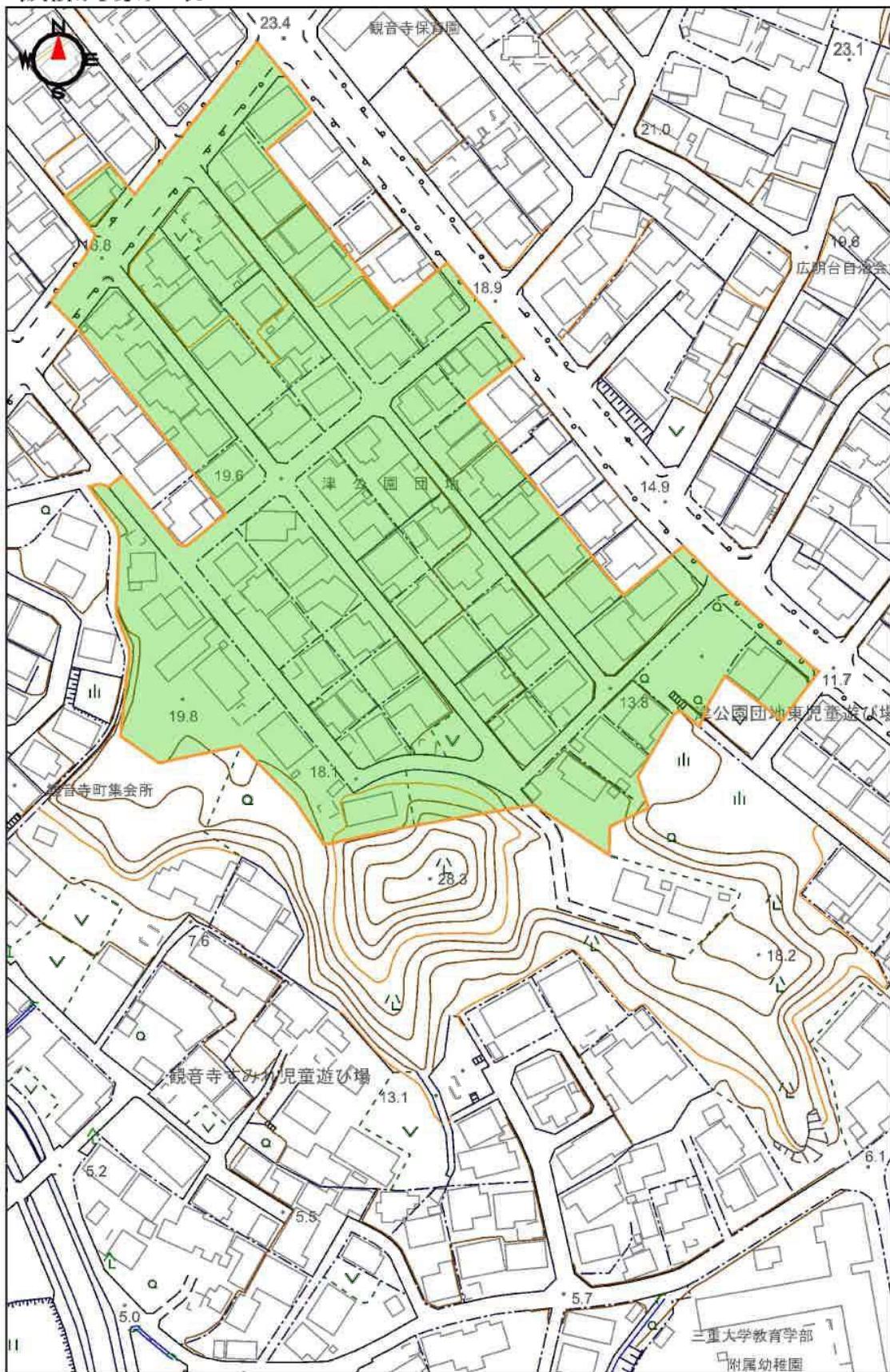
津北部第15—1处理分区第1负担区及び津北部第15—2处理分区第1负担区

賦課対象区域



津北部第16処理分区第1負担区

賦課対象区域



津北部第16処理分区第1負担区

賦課対象区域



津北部第17—1 欄理分区第1负担区

賦課対象区域



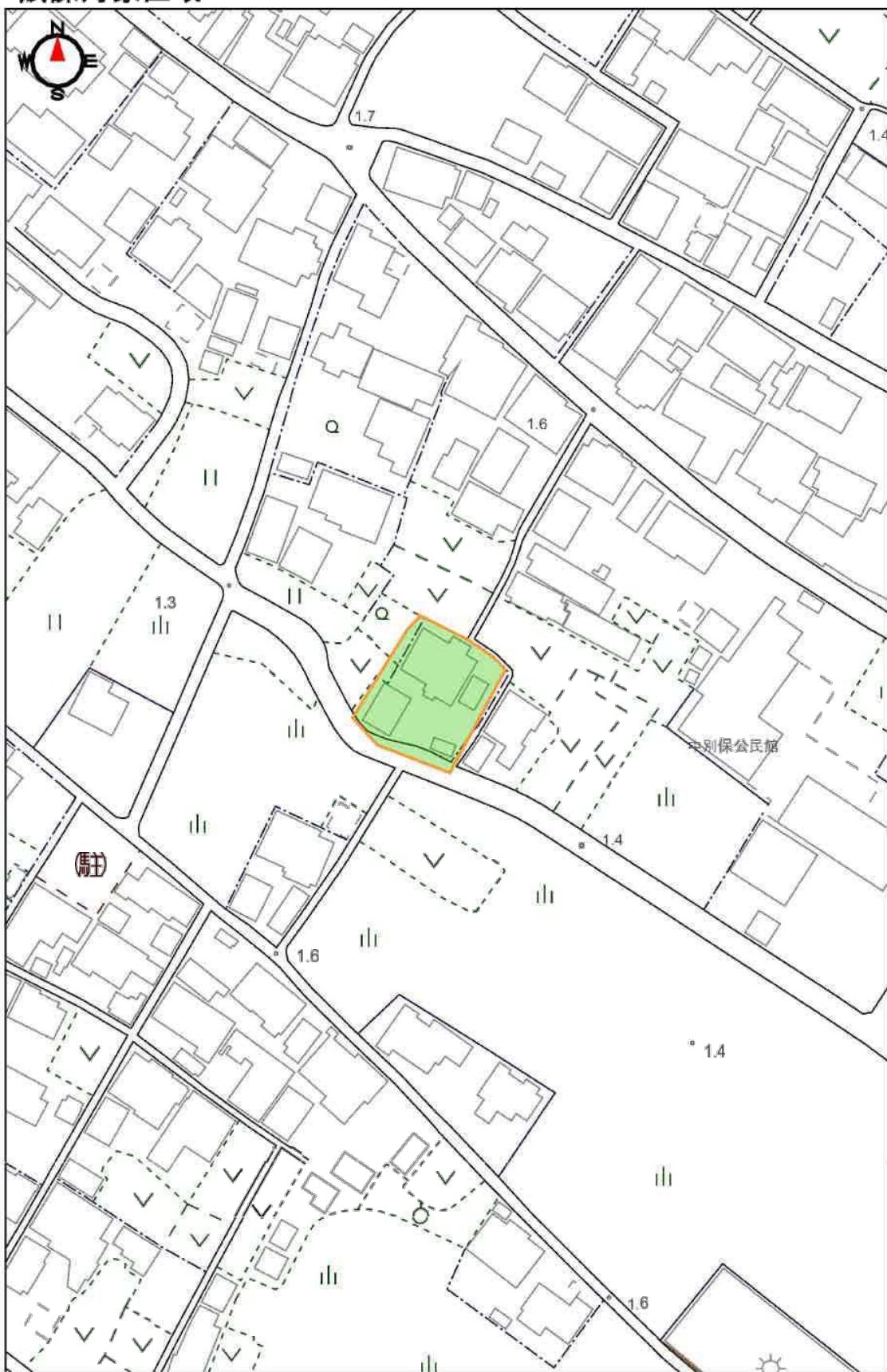
津北部第17—1処理分区第1負担区

賦課対象区域



津北部第17—2処理分区第1負担区

賦課対象区域



中別保第1処理分区第1負担区

賦課対象区域



中別保第2処理分区第1負担区

賦課対象区域



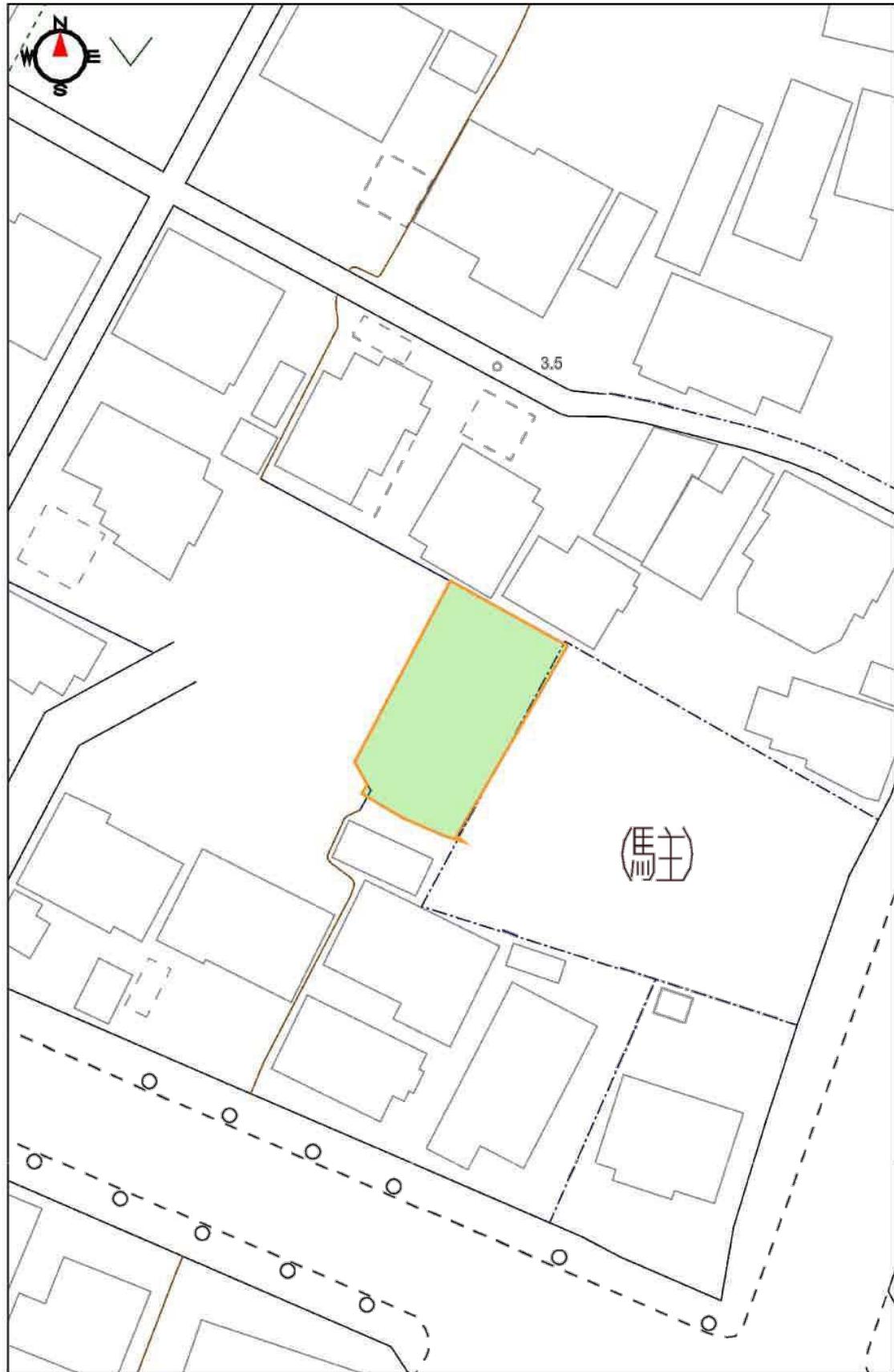
東千里東部処理分区第1負担区

賦課対象区域



千里ヶ丘処理分区第1負担区

賦課対象区域



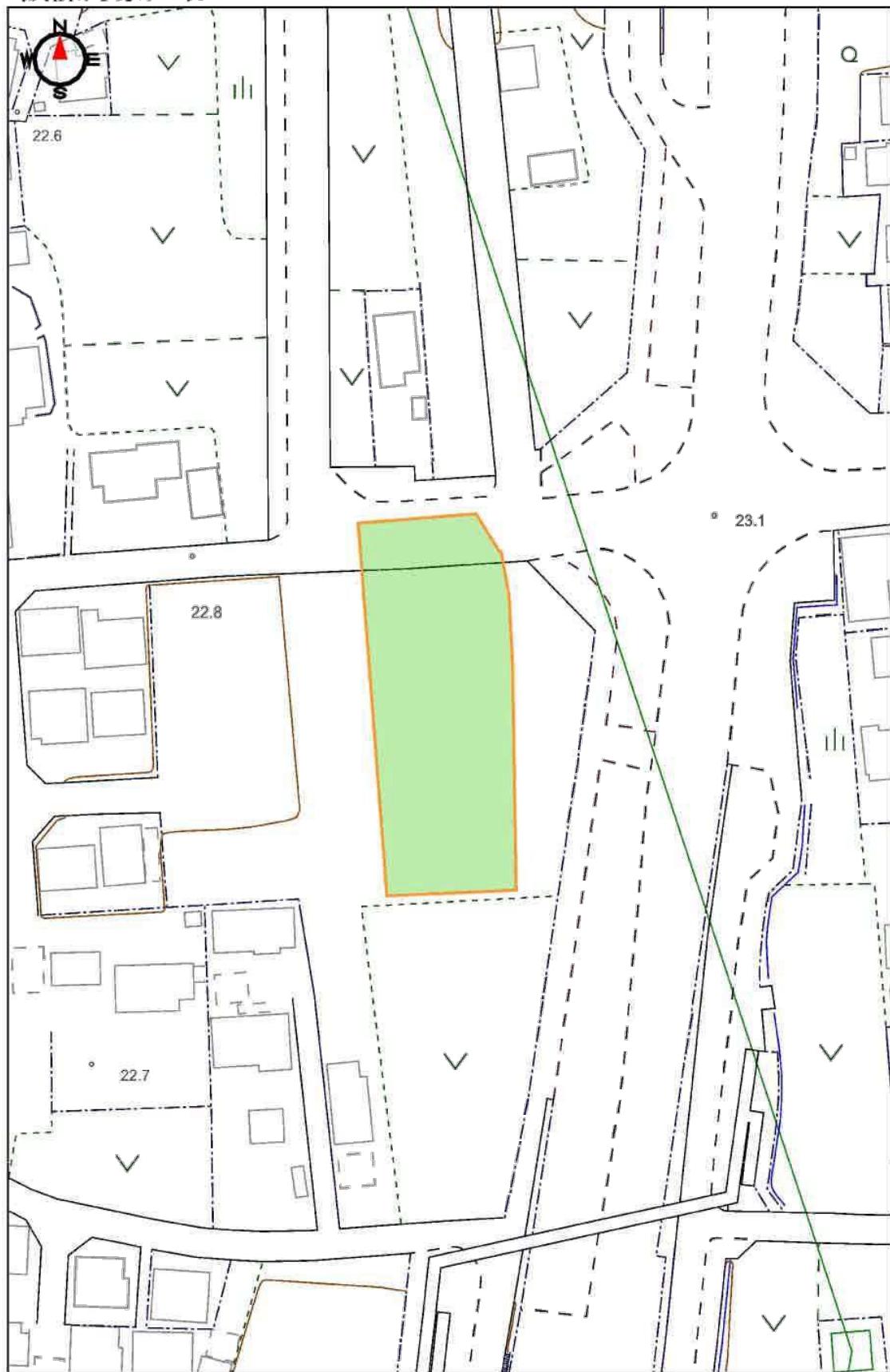
千里ヶ丘処理分区第1负担区

賦課対象区域



北部負担区

賦課対象区域



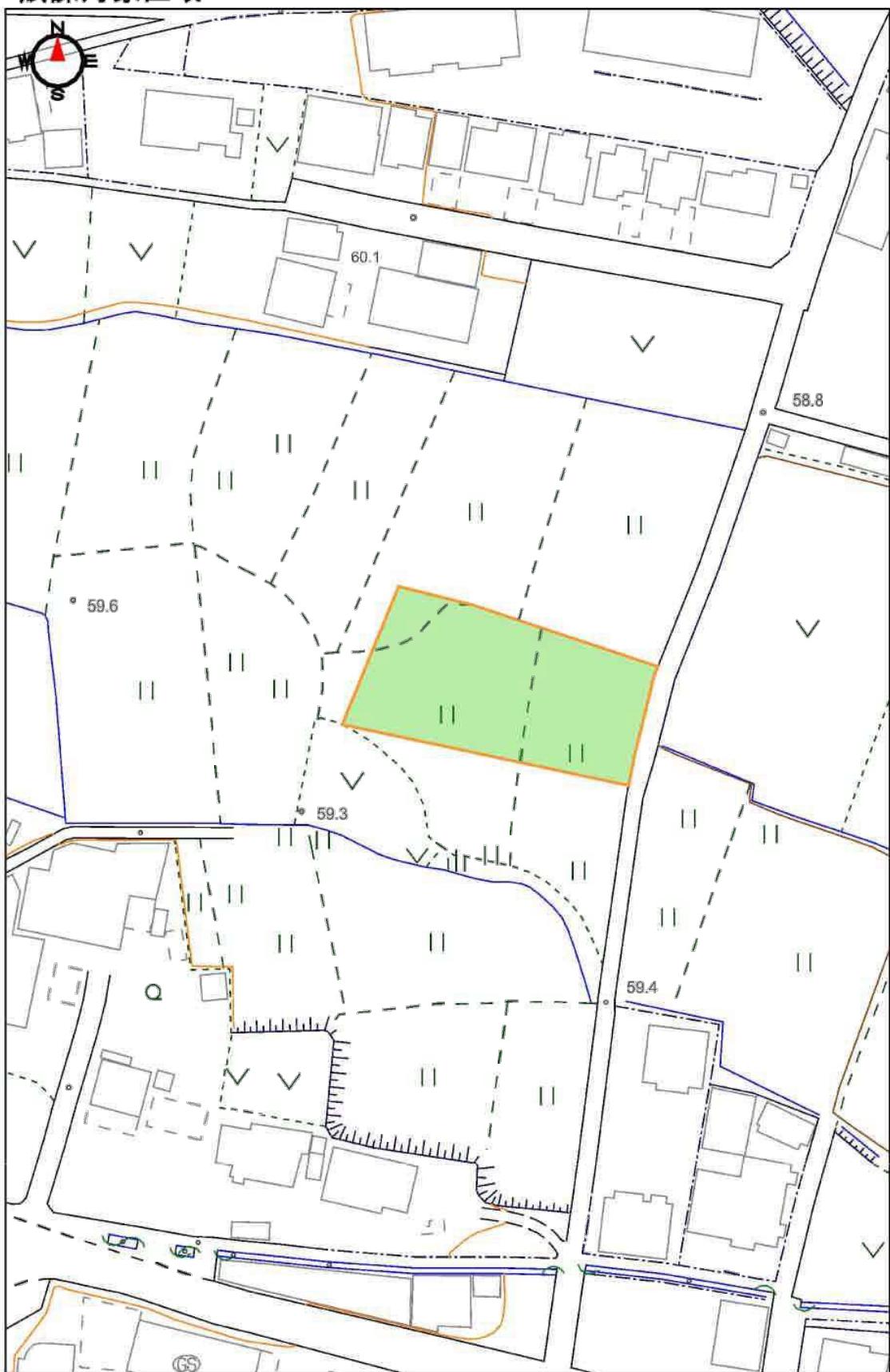
小野辺分担区

賦課対象区域



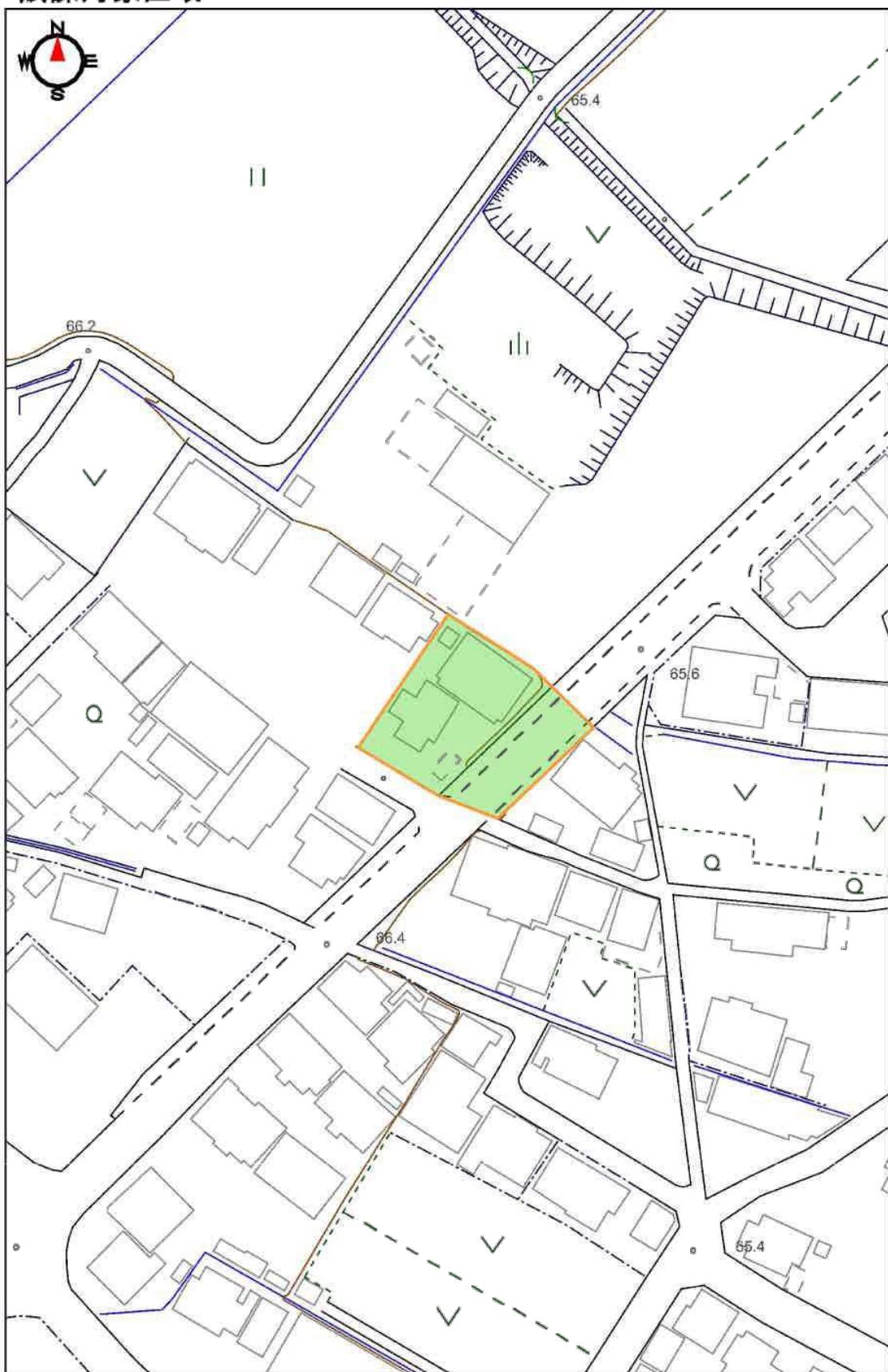
一志第3—3処理分区第1分担区

賦課対象区域



芸濃町椋本処理区

賦課対象区域



芸濃町棕本処理区

賦課対象区域



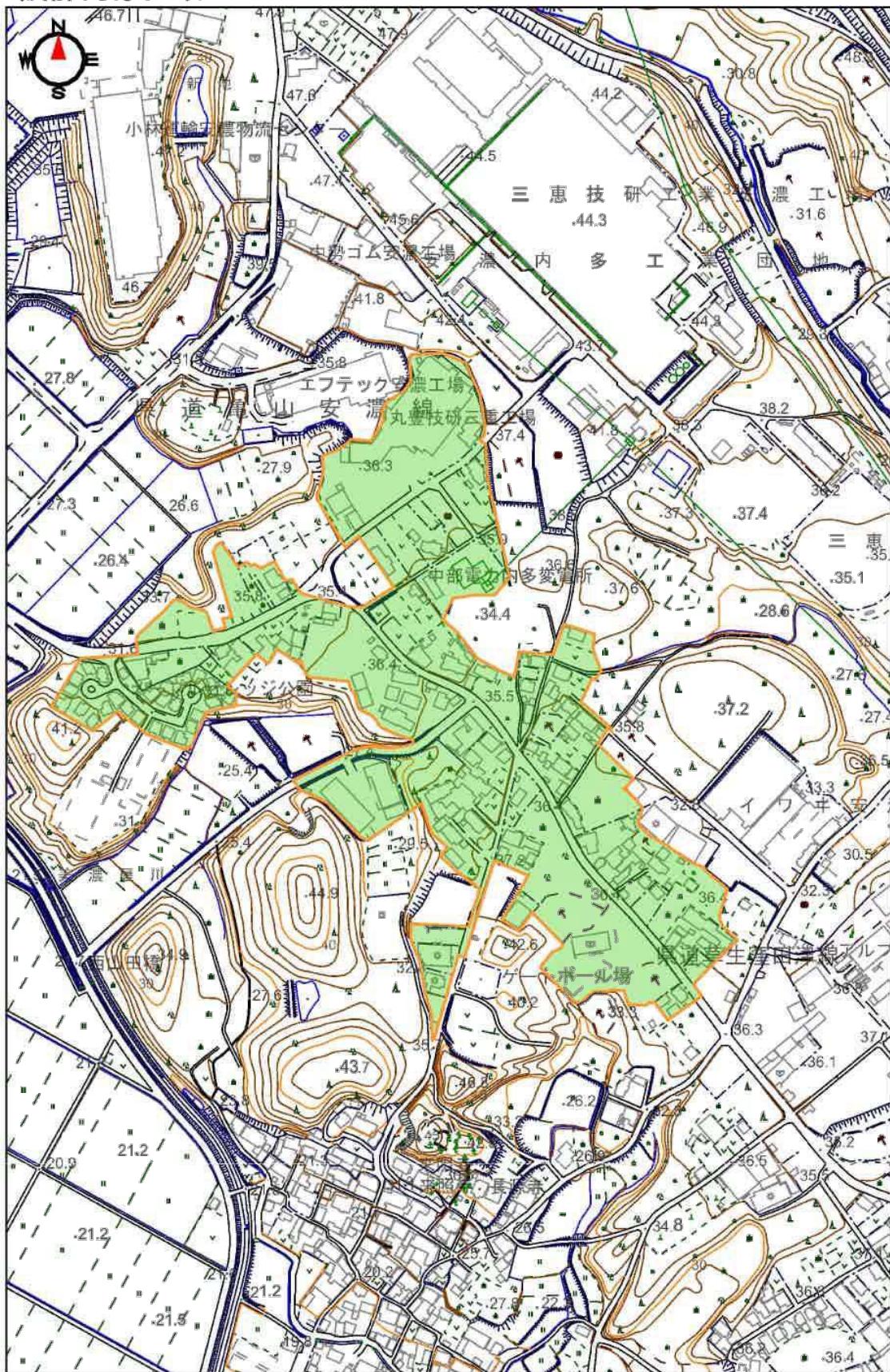
芸濃町棕本処理区

賦課対象区域



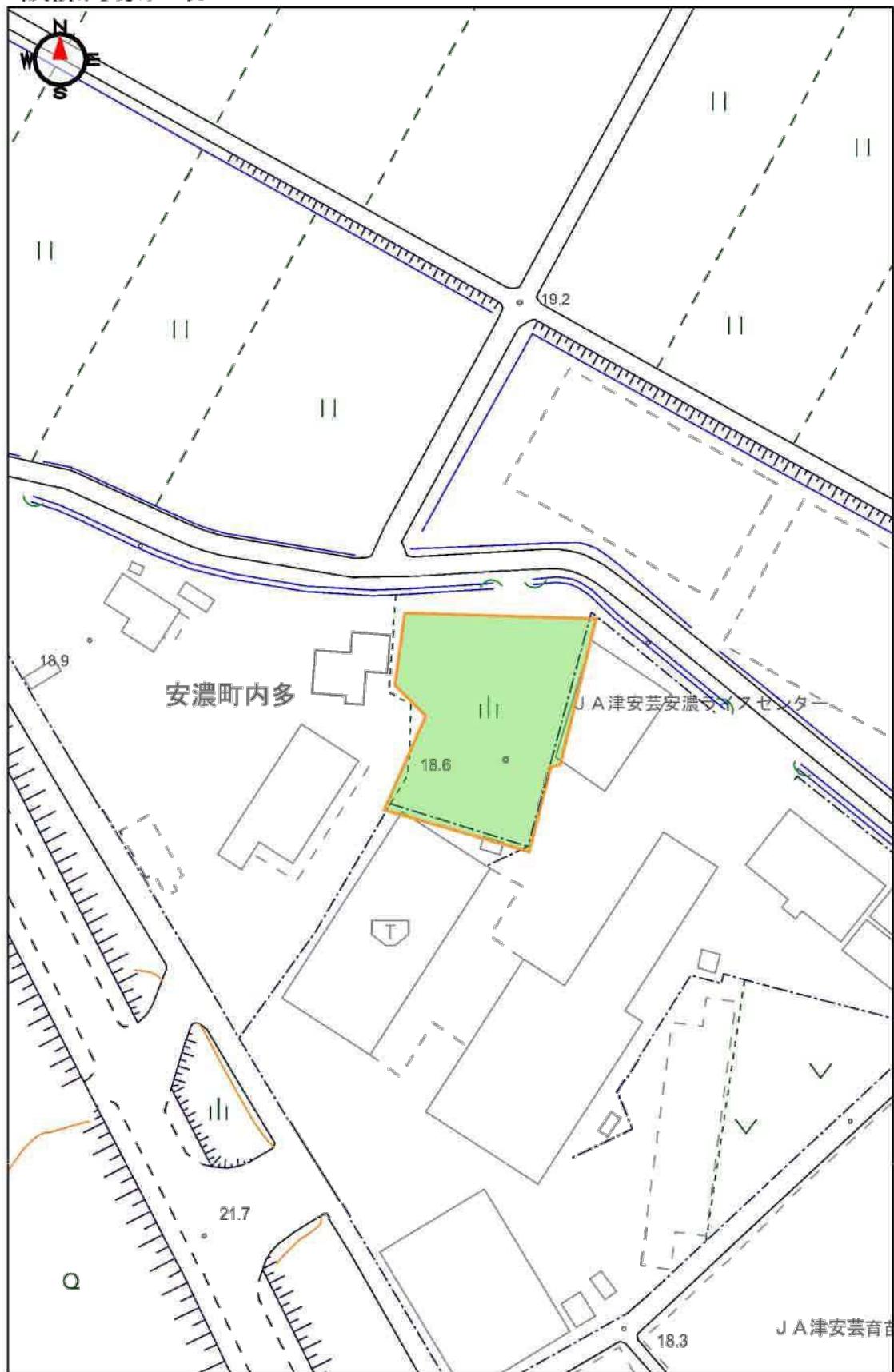
芸濃町椋本処理区

賦課対象区域



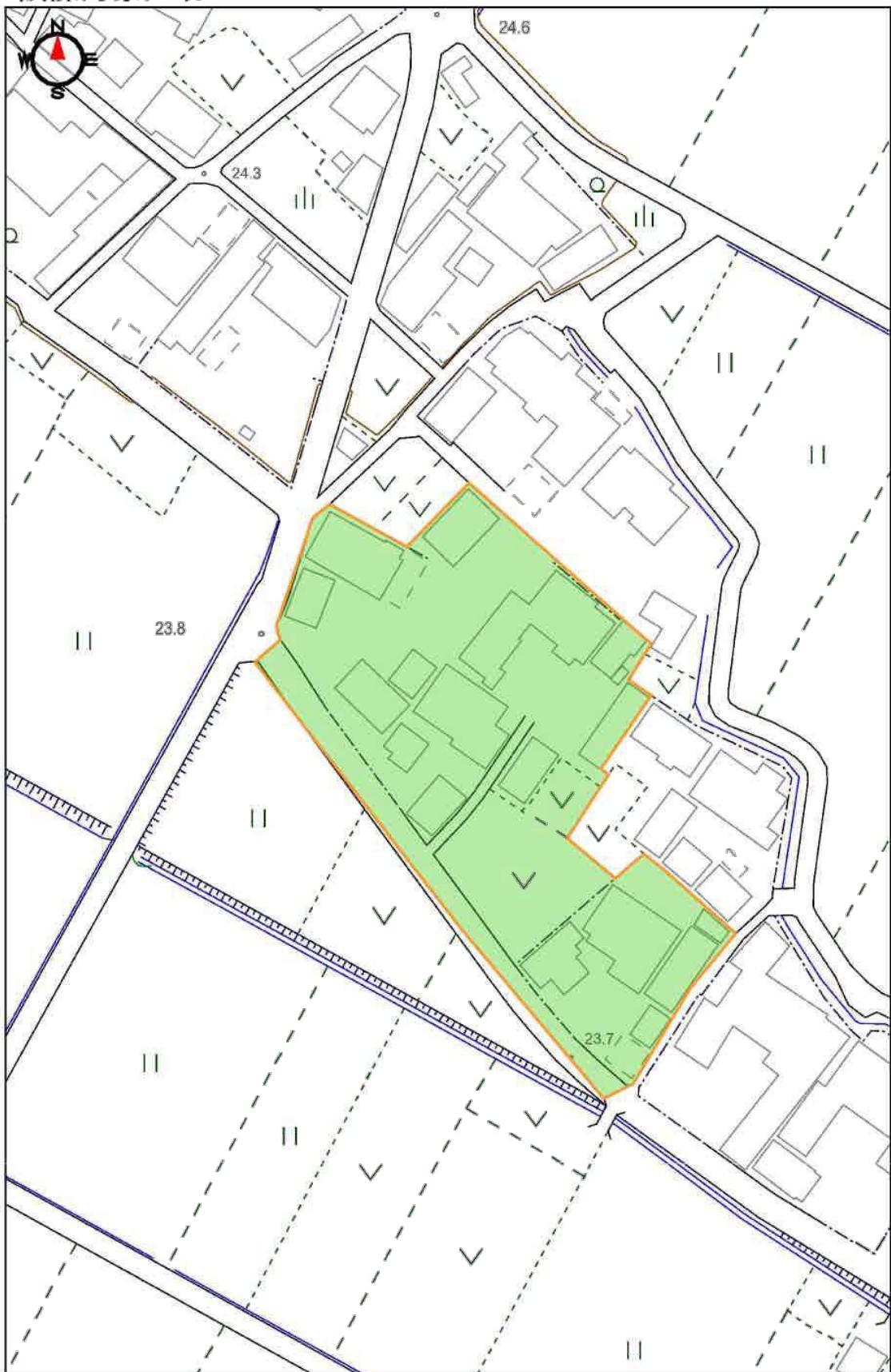
安濃町負担区

賦課対象区域



安濃町負担区

賦課対象区域



安濃町負担区

賦課対象区域



安濃町負担図

賦課対象区域



一志町第3—1処理分区負担区

津市上下水道事業公告第21号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により、次のとおり公告します。

令和7年5月12日

津市上下水道事業管理者 松下浩己

別紙のとおり

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和7年5月12日		工 事 担 当 課	水道整備課		
工 事 名	令和7年度水整第9号 公共下水道事業に伴う観音寺町地内配水管移設工事					
工事場所	津市 観音寺町 地内					
工事概要	配水管布設工 DIP φ 100mm 128.0m 配水管布設工 DIP φ 75mm 101.0m 配水管布設工 PP φ 50mm 106.7m 仕切弁設置工 φ 100mm～φ 50mm 7箇所 不断水仕切弁設置工 φ 100mm～φ 75mm 2箇所					
工 期	契約締結日から起算して124日間					
発注業種	土木一式（配水管工事）					
参加資格 に関する 事 項	建設業許可	特定・一般				
	所在地要件	市内本店				
	格付要件	あり				
	地 域 ・ 格付要件	【プロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】A1・A2		
		【プロック】	【地区】	【格付】		
		【プロック】	【地区】	【格付】		
		【プロック】	【地区】	【格付】		
	同種工事 実績要件					
	技術者要件	主任(監理)技術者	2級土木施工管理技士(土木)又は同等以上の者(津市発注工事における専任配置)			
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)			
	その他要件	津市水道事業指定給水装置工事事業者である者 元請けとして、上下水道事業局が指定する講習会等を修了した者を適正配置できる者				
設計図書 の 閲 覧	閲覧期間	本公告の日から 令和7年5月26日 まで				
	閲覧場所	上下水道管理課・津市ホームページ「入札・契約」				
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提出期限	令和7年5月15日 午後5時まで (指定の質問書を使用すること)				
	回 答 日	令和7年5月21日 ホームページにて回答				
	提 出 先	上下水道管理課契約財産担当 (津市上下水道庁舎2階) FAX 059-237-5819				
入札方法等	入札方法	郵便入札 (一般書留・簡易書留に限る)				
	提出期限	令和7年5月26日 必着				
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便㈱津中央郵便局 留 津市上下水道管理局 上下水道管理課 宛				
開札日時 及 び 場 所	令和7年5月29日 午前9時00分					
	津市上下水道庁舎2階 入札室					
予定価格	31,460,000 円 (税抜き)					
最低制限価格	有					
入札保証金	免 除					
契約保証金	契約金額の100分の10以上					
前 金 払	有					
部 分 払	無					
その他	• 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※津市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 • 上下水道事業局が指定する講習会等とは、公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会(小口径管)、一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会の継手接合研修会(耐震管口径450mm以下)をいう。 ・月2回土日完全週休2日制工事(発注者指定型)試行案件です。					

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和7年5月12日		工 事 担 当 課	下水道施設課		
工 事 名	令和7年度下施処公第2-1号 津市棕本浄化センター水処理設備（1系N○.2曝気装置）修繕					
工事場所	津市 芸濃町棕本 地内					
工事概要	曝気装置 駆動装置 一式 昇降装置 一式					
工 期	契約締結日から起算して273日間					
発注業種	機械器具設置					
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般				
	所在地要件	東海三県（三重県、愛知県、岐阜県）内本店又は支店等				
	格付要件	なし				
	地 域 ・ 格 付 要 件	【プロック】	【地区】	【格付】		
		【プロック】	【地区】	【格付】		
		【プロック】	【地区】	【格付】		
	同種工事 実績要件	過去10年間(平成27年度以降)に施工が完了した官公庁等元請実績で以下のとおり 機械器具設置工事で発注された下水処理場等の水処理設備の製作、据付工事又 は修繕で契約金額が4,200万円以上				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(専任配置)			
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)			
	その他の要件	経営事項審査において発注業種の年平均完成工事高を有すること (審査基準日:令和4年10月1日～令和5年9月30日)				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲覧期間	本公告の日から 令和7年5月26日 まで				
	閲覧場所	上下水道管理課・津市ホームページ「入札・契約」				
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提出期限	令和7年5月15日 午後5時まで(指定の質問書を使用すること)				
	回答日	令和7年5月21日 ホームページにて回答				
	提出先	上下水道管理課契約財産担当(津市上下水道庁舎2階) FAX 059-237-5819				
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)				
	提出期限	令和7年5月26日 必着				
	郵送先	〒514-8799 日本郵便㈱津中央郵便局 留 津市上下水道管理局 上下水道管理課 宛				
開札日時 及 び 場 所	令和7年5月29日 午前9時20分					
	津市上下水道庁舎2階 入札室					
予定価格	46,910,000 円 (税抜き)					
最 低 制 限 価 格	無					
入札保証金	免 除					
契約保証金	契約金額の100分の10以上					
前 金 払	有					
部 分 払	無					
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・同種工事実績要件における官公庁等とは、国の機関(独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。)、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業(交通(鉄道、空港)、資源エネルギー(電気、ガス、石油)、通信会社等)とする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。 <p>※工場製作のみを行う期間においては、配置技術者の変更を認める。</p>					

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和7年5月12日		業 務 担 当 課	下水道工務課		
業 務 名	令和7年度下工公補第1-1号 大新田調整池（ポンプ施設）実施設計等業務委託					
業 務 場 所	津市 高茶屋小森上野町 地内					
業 務 概 要	雨水調整池ポンプ施設実施設計 基本設計 分流式(雨水) 1.58m ³ /sec 詳細設計 分流式(雨水) 1.58m ³ /sec					
期 間	契約締結日から起算して282日間					
発注業種	土木関係コンサルタント					
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	登録要件	業種	土木関係コンサルタント	部 門		
		建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条第1項の規定による登録を受けていること				
	所在地要件	市内本店又は市内支店等				
	当該部門 における 営業収入 金額要件	市内本店	営業収入金額を有すること			
		市内支店等	営業収入金額が2億5千万円以上であること			
	同種業務 実績要件	過去10年間(平成27年度以降)に履行が完了した官公庁等元請実績で以下のとおり 計画雨水量が1.3m ³ /S以上の雨水ポンプ場(排水機場)の実施設計業務				
	技術者要件	管理技術者	同業種(同部門)に係る技術士(津市発注業務における専任配置)			
		照査技術者	同業種(同部門)に係る技術士			
	その他要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲覧期間	本公告の日から 令和7年6月2日 まで				
	閲覧場所	上下水道管理課・津市ホームページ「入札・契約」				
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提出期限	令和7年5月21日 午後5時まで (指定の質問書を使用すること)				
	回 答 日	令和7年5月28日 ホームページにて回答				
	提 出 先	上下水道管理課契約財産担当 (津市上下水道庁舎2階) FAX 059-237-5819				
入札方法等	入札方法	郵便入札 (一般書留・簡易書留に限る)				
	提 出 期 限	令和7年6月2日 必着				
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便㈱津中央郵便局 留 津市上下水道管理局 上下水道管理課 宛				
開 札 日 時 及 び 場 所	令和7年6月5日 午前9時00分 津市上下水道庁舎2階 入札室					
予 定 價 格	60,163,000 円 (税抜き)					
最 低 制 限 價 格	有					
入 札 保 証 金	免 除					
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上					
前 金 払	有					
部 分 払	無					
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・同種業務実績要件における官公庁等とは、国の機関（独立行政法人、公團、事業団その他政令で定める法人を含む。）、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業（交通（鉄道、空港）、資源エネルギー（電気、ガス、石油）、通信会社等）とする。 <p>※津市発注業務とは調達契約課又は上下水道管理課発注業務で、担当課執行分を除く。</p> <p style="color: red;">・本件は、津市公契約条例第6条の2第1項に規定する労働報酬下限額の適用案件です。 労働環境の確保に係る誓約事項及び令和7年度津市公契約条例労働報酬下限額運用マニュアルを必ず確認してください。</p>					